

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

京都府人事委員会



# 目 次

報 告	1
I 職員の給与に関する報告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	2
ア 職種別民間給与実態調査	2
イ 調査の実施結果	2
(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢	3
ア 月例給	3
イ 特別給	4
ウ 物価及び生計費	5
エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等（本年分）	6
2 職員給与の改定等	6
(1) 本年の公民の給与較差に基づく職員給与の改定	6
ア 月例給	6
イ 特別給	7
ウ その他の手当	7
(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）	7
ア 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等（給与制度のアップデート関係分）	7
イ 基本的な考え方	8
ウ 各制度別の具体的措置内容	8
(3) 給与制度に係る諸課題	11
ア 教育職員の給与制度	12
イ 旅費制度	12
ウ 職種別民間給与実態調査の対象事業所	12
エ 諸手当等	12
II 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告	12
1 基本的な考え方	12
2 人事制度及び職員の勤務環境	13
(1) 人材の確保・定着	13
ア 受験者確保・人材の定着対策	13
イ 競争試験のアップデート	14
ウ 多様な人材の採用	15
(2) 人材の育成・活躍	16
ア 育成マネジメントの推進	16
イ 女性活躍の推進	17
(3) 働きやすい職場づくり	17
ア 総実勤務時間の短縮	17
イ 教育職員の勤務時間管理	19
ウ 多様で柔軟な働き方の推進	19
エ 仕事と家庭の両立	20
オ 健康の保持増進	21

カ	ハラスメントの防止	21
キ	適正な勤務環境の確立	22
(4)	公務員倫理の徹底	22
(5)	各種任用制度の運用	23
ア	会計年度任用職員	23
イ	臨時的任用職員	23
<b>Ⅲ</b>	<b>給与勧告実施の要請等</b>	<b>23</b>
<b>勸告</b>		<b>25</b>
第1	令和6年4月の民間給与との比較に基づく改定の内容	25
第2	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改定の内容	26
第3	改定の実施時期等	28
別表第1		29
別表第2		39
別表第3		40
別表第4		50

**説明資料**

# 報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金の適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

## I 職員の給与に関する報告

### 1 職員給与の実態等

#### (1) 職員給与の状況

本委員会が令和6年4月1日現在で実施した、職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員（ただし、再任用された職員及び臨時的任用職員等を除く。）を対象とする職員給与実態調査によると、職員は、昨年比べて116人少ない21,014人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の6種9給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差

算定対象職員」という。)は4,325人で、その平均年齢は40.0歳、平均経験年数は17.8年、学歴別構成比は大学卒76.6%、短大卒6.5%、高校卒16.8%、中学卒0.1%、男女別構成比は男性57.9%、女性42.1%であり、その給料(給料の調整額を含む。以下同じ。)及び主な手当の平均月額(実支給額)は、給料314,548円、扶養手当6,591円、地域手当26,191円となっている。(「説明資料」第1表参照)

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.2歳、平均経験年数は16.9年、学歴別構成比は大学卒78.2%、短大卒6.3%、高校卒15.5%、中学卒0.0%、男女別構成比は男性61.9%、女性38.1%であり、給料(教職調整額を含む。)及び主な手当の平均月額は、給料341,664円、扶養手当9,112円、地域手当24,104円となっている。(「説明資料」第2表から第12表まで参照)

## (2) 民間給与の状況

### ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,000の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した224の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者に本年4月分として支払われた給与や民間事業所における過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、物価高を踏まえ、いわゆるインフレ手当について、毎月支給されている場合は月例給として、一時金として支給されている場合は特別給として把握した。

本年の調査完了率は85.7%と、例年と同様に非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

### イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のと

おりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で39.6%（昨年41.2%）、高校卒で11.8%（同12.5%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で51.5%（同65.8%）、高校卒で67.5%（同88.2%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で48.5%（同34.2%）、高校卒で32.5%（同11.8%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で244,339円（同228,563円）、高校卒で193,579円（同176,360円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は54.8%（同49.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は3.8%（同2.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給制度のある事業所のうち、昇給を実施した事業所の割合は、100%（同98.5%）となっており、このうち昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.0%（同27.6%）、変化なしとしている事業所の割合は66.2%（同65.0%）、減額となっている事業所の割合は5.9%（同5.9%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

### (3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

本年においても、次のア及びイに掲げる方法により比較を行い、職員給与に民間給与の水準を適正に反映させ、広く府民の理解が得られるものとしていく。

#### ア 月例給

月例給については、単純な平均値によるのではなく、職員にあつては較差算定対象職員、民間企業従業員にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数

ウェイトを用いたラスパイレース方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を11,942円・3.25%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を12,770円・3.49%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	379,182円	367,240円	11,942円	3.25%
給与減額後		366,412円	12,770円	3.49%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。  
 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、828円(0.23%)である。  
 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。  
 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

- (注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。  
 (注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。  
 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレース方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P<sub>1</sub>…民間企業従業員の平均給与月額  
 P<sub>0</sub>…職員の平均給与月額  
 Q<sub>0</sub>…職員数

**ラスパイレース方式**

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。  
 なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

## イ 特別給

職員の特別給(期末・勤勉手当)については、民間の特別給(賞与等)

の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合（月数）を算出し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額 $4.58$ 月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（ $4.50$ 月分）が民間事業所の特別給の支給割合を $0.08$ 月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期(A <sub>1</sub> )	384,504
	上半期(A <sub>2</sub> )	398,570
特別給の支給額 (円)	下半期(B <sub>1</sub> )	873,740
	上半期(B <sub>2</sub> )	919,371
特別給の支給割合 (月分)	下半期(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.27 <sub>2</sub>
	上半期(B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.30 <sub>7</sub>
	計	4.58

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは令和5年8月から令和6年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は $4.50$ 月分である。

## ウ 物価及び生計費

物価は令和3年度後半以降、継続的に上昇傾向にあり、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では $2.5\%$ 上昇し、京都市では $2.6\%$ 上昇となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ $178,410$ 円、 $207,920$ 円及び $237,440$ 円となっている。また、全国家計構造調査（同省）及び全国単身世帯収支実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、 $146,050$ 円となっている。（「説明資料」第25表参照）

## エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等（本年分）

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与や人事管理等について報告及び勧告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を11,183円（2.76%）下回っており、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定し、行政職俸給表（一）の場合、平均3.0%引き上げることとしている。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとしている。

また、医師等の初任給調整手当の引上げ改定を行うこととしている。

さらに今回、人事院は後に述べるとおり、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）として、俸給及び地域手当、通勤手当等の見直しについて報告及び勧告を行っている。（「説明資料」参考（令和6年人事院勧告・報告の概要）参照）

なお、小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表に関しては、これまでどおり、改定を行う際のモデルとなる給料表が、本委員会も参画する全国人事委員会連合会において、本年の人事院勧告を踏まえて作成の上、示されている。

## 2 職員給与の改定等

### (1) 本年の公民の給与較差に基づく職員給与の改定

#### ア 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のアのとおり職員の給与が民間給与を11,942円・3.25%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、本府においても人事院勧告で示された俸給表等

の構造及び改定内容を基本として次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 各給料表について、すべての職員を対象に引き上げる改定を行うこととし、特に人材確保の観点から、若年層を中心に、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定を行う。これにより職員給与は、給料表の改定により平均11,078円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均863円の増額となる。
- (イ) この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するものとする。

## イ 特別給

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とし、支給月数の引上げ分は、府内の民間事業所の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれ6月期及び12月期で均等になるよう配分する。
- (イ) 指定職給料表適用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、(ア)との均衡を踏まえ支給月数の引上げを行う。
- (ウ) これらの改定は、本年6月に遡及して実施する。

## ウ その他の手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

## (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

### ア 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等（給与制度のアップデート関係分）

人事院は、令和4年の「職員の給与に関する報告」において、能率的で活力があり、一人ひとりが躍動できる公務組織の実現に向けた取組を進める中で、給与制度についても社会や公務の変化に対応したアップデートを図ることが必要であると言及し、令和5年の「公務員人事管理に関する報告」において、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。

そして、本年の「職員の給与に関する報告」において、「多様で有為な人

材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「Well-beingの実現に向けた環境整備」という現在の公務員人事管理をめぐる重点課題に対応するため、給与制度のアップデートとして、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図るとし、具体的な措置内容として、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、地域における民間給与水準の反映、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応、その他環境の変化への対応の6つの観点から、給与制度を整備するとしたところである。

なお、この給与制度の整備に係る具体的な措置のうち初任給等若年層の給与水準の引上げについては、人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施するものとし、その他の見直しについては令和7年4月1日から実施することとされている。

一方、地方公務員については令和5年10月に総務省において「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が設置され、その給与分科会において地方公務員の給与のあり方について検討がなされている。令和6年4月に中間論点整理がなされ、10月に地方公務員を取り巻く環境や令和6年人事院勧告・報告の内容を踏まえ、地方公務員の給与における対応の方向性が報告書として取りまとめられたところである。

## イ 基本的な考え方

本委員会は、昨年の報告において、国家公務員の給与制度の変更は職員の給与制度にも影響を及ぼすことから、人事院の検討状況を注視し、任命権者とも連携して、それぞれの事項の本府への具体的な影響を見定めながら、本府の実情等を十分に踏まえて、給与制度をはじめとする勤務条件の整備を図る必要があるとしたところである。

本府においては、これまでから、地方公務員法に定める給与決定の原則に則り、府の実情等や府内民間事業所の水準等を考慮しつつも、国家公務員の給与制度に基づき構築することを基本としてきたこと、また、国の給与制度のアップデートにおいて課題とされた人材確保をはじめとする諸課題については、本府においても国と同様の状況にあること等を考慮すると、本府においても社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組むことが適当である。

## ウ 各制度別の具体的措置内容

(7) 給料表構造

人事院は、国家公務員の俸給表について、初任給・若年層の俸給水準の大幅な引上げや係長級から本府省課長補佐級までの俸給月額を最低水準の引上げ等の措置内容を示すとともに、本府省課室長級の俸給表について、職務と職責をより重視した俸給体系とするため、上下の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消する等の措置内容を示した。

これらの見直しについて、府の状況を考えた場合、国が見直しの理由とした、採用市場における給与面での競争力を向上させるため、初任給や若年層の給与水準を引き上げる必要があることや、民間人材等を採用する際の処遇を確保する必要があるといった状況は、府においても国と共通しているものと認められる。また、本府省課室長級の俸給の見直しについては、国では行政職俸給表(一)の8級から10級までに関わるものであるが、府の行政職給料表の8級から10級までを見た場合、具体的な職制について違いはあるものの、いずれも組織において上位のマネジメントを行う管理職員の層であり、職務や職責を重視すべき職であることは共通していることから、府においても見直しの前提となる状況は国と共通しているものと認められる。

さらに、これまで、府の給料表については基本的に国の俸給表の構造に準拠してきたことを踏まえると、いずれの職務の級についても、国の俸給表及び俸給制度に準拠して見直すことが適当である。

(イ) 地域手当

人事院は、地域手当について、最新の民間賃金の状況の反映と併せて、地域をまたぐ異動を円滑に行う観点も踏まえ、級地区分及び支給割合を7級地区分(3%から20%)から5級地区分(4%から20%)に再編するとともに、級地区分の設定単位を広域化し、都道府県を基本としつつ、都道府県庁所在地等については個別に設定するとの措置内容を示した。人事院の基準によれば、本府は全域が4級地(8%)とされたところである。

また、人事院勧告を受け、総務省の前記検討会が示した報告書においては、地方公務員の地域手当は、支給地域を都道府県単位とすることを基本としつつも、地域の実態を踏まえ、地方公共団体が独自に支給割合を設定することも考えられるとし、この場合は、各地方公共団体において、地域の民間給与の適切な反映を目的とする地域手当の趣旨に則った支給割合とすること、特に基本となる支給割合を上回る支給割合とする場合には、住民に対する情報公開及び説明責任を徹底することが必要で

あるとされた。

本府においては、平成18年度の地域手当制度の導入以来、国の基準をそのまま府に適用したのでは、府内の地域ごとの諸情勢を反映した基準を設定することが困難であり、また、府職員は府内全市町村に勤務し、府内全域での異動を伴うという国とは異なる人事管理上の観点を踏まえ、国に先んじて支給地域の区分を広域化し、独自の地域手当を設定してきたところである。

具体的には、支給地域については、地域の連続性・一体性・地域の民間賃金水準や通勤状況のほか、物価・生計費等の生活関連諸状況、他府県の措置状況、手当の改定経過等を総合的に考慮して設定することとし、また、支給割合については、国基準を府の職員に適用した場合の平均支給割合を上回らない範囲で設定することとし、現行では、府内を9.4%から3.2%の4区分としている。

本委員会としては、国とは異なる人事管理の状況や地域手当をめぐる独自の対応経過を踏まえれば、直ちに国に準拠して見直しを行うのではなく、最新の府内の民間賃金などの諸情勢や、国の見直しを受けた近隣府県及び府内市町村の地域手当の見直しの状況等を勘案しつつ、本府における地域手当のあり方について、検討を進めていくことが必要であると考える。

一方、人事院がもう一点の見直し事項として示した、地域手当の異動保障期間の延長については、広域的な異動の円滑化に資するとの趣旨や効果は本府とも共通することから、国の見直しに準じ、現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長し、3年目の支給割合は異動前の60%とすることが適当である。

#### (ウ) 扶養手当

人事院は、扶養手当について、政府全体として配偶者の働き方に中立となるよう、税制や社会保障制度の見直しに向けた取組が進められているもとの、配偶者に手当を支給する民間の事業所の割合が減少していること、これらの事業所のうち、見直しを予定又は検討中あるいは税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討とする民間の事業所が4分の1を超えていること、公務においても配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合が減少していることといった扶養手当をめぐる社会と公務の変化等を踏まえ、令和7年4月1日から段階的に、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げるよう勧告した。

本府においても、人事院勧告で示された扶養手当をめぐる状況の変化等はほぼ同様の傾向であることから、地方公務員法の給与決定の原則に則り、給与制度は国家公務員の給与制度に準拠するという基本的な考え方に基づいて、国における扶養手当の見直しに準じ、扶養手当の見直しを行うことが適当である。

(エ) 通勤手当及び単身赴任手当

人事院は、通勤手当について、民間の事業所の約6割が、在来線の運賃及び新幹線（在来線の特急を含む。）の特別料金をともに全額支給又は最高支給額を通勤手当の非課税限度額（月150,000円）以上としていることを踏まえ、長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減するため、通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で、異動に伴い新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても全額を支給するよう勧告した。また、人材確保や人事配置の円滑化を図る観点から、異動に伴う場合だけでなく、採用時から新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給を可能とすることや、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める支給要件の廃止、育児・介護等のやむを得ない事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能とすることについても勧告を行った。

本府においても、これまでから、人事院勧告で示された通勤手当をとりまく課題は国と同様であり、国に先駆けて、本府独自の制度として支給限度額の引上げや支給要件の緩和措置等を行ってきたところであり、今回の国の見直しはこの独自措置を基本的に上回るものとなることから、国における通勤手当及び単身赴任手当の見直しに準拠して見直しを行うことが適当である。

(オ) その他の給与制度

上記（ア）から（エ）までで述べたほか、人事院は管理職員特別勤務手当の対象範囲、特定任期付職員の特別給制度及び定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当について見直すよう勧告を行ったが、いずれも、それぞれの職務に応じた適切な処遇を確保するためのものであり、本府においても、国に準じて改定することが適当である。

また、勤勉手当の成績率の見直しについては、国の改定の趣旨や本府における運用の状況等を踏まえ、適切に対応することが必要である。

(3) 給与制度に係る諸課題

## ア 教育職員の給与制度

令和6年8月に中央教育審議会から答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について）がなされ、今後、関係法令の改正を含め、教育職員を取り巻く環境の整備が推進されていくこととなる。この中でも、特に、答申において「教師の処遇改善」として示された教育職員の給与制度の見直しについては、本府においても、教育委員会はもとより、本委員会としても、その動向を注視していく必要がある。

## イ 旅費制度

旅費制度については、国において、国内外の経済社会情勢の変化等に対応するため、国家公務員の旅費について実費の弁償をすることなどを内容とする旅費法の改正が行われた。本府の旅費制度はこれまで、基本的に国に準拠してきたところであり、また、職員の勤務条件に関わるものの一つであることから、本府においても、国の見直しを踏まえた対応を検討していく必要がある。

## ウ 職種別民間給与実態調査の対象事業所

職種別民間給与実態調査において調査対象となる企業規模については、平成17年以前は100人以上の企業であったところ、より広く民間企業の実態を公務に反映させるため、平成18年以降は50人以上の企業に変更されたところである。一方、人事院は本年の「公務員人事管理に関する報告」において、適切な報酬水準の設定に向けて官民給与の比較対象となる企業規模について検討を進めていくとしたところであり、本府においてもその動向を注視していく必要がある。

## エ 諸手当等

諸手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、民間事業所や国、他府県の動向等を調査・研究するとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、不断に点検・検証を進め、今後とも適切に対応していく必要がある。

## II 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告

### 1 基本的な考え方

本府は現在、急速に進む少子高齢化をはじめ、人生100年時代の到来、激甚化・

頻発化する大規模災害の発生や感染症などの新たなリスクの顕在化、働き方の多様化やデジタル化の進展など、これまでに経験したことのない大きな社会と環境の変化に直面している。

このような変化に伴い、行政課題は複雑・多様化しており、これらの課題に機動的に対応できる組織を確立していくためには、引き続き、多様で有為な人材を確保・育成し、その定着を図っていくことが必要である。

そのためには、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して活躍できる勤務環境を整備し、職場としての魅力を高めることで、就職先として選ばれる京都府となり、多様で有為な人材の確保につなげる好循環を生み出すことが重要である。

今後とも、任命権者と本委員会が連携し、多様で有為な「人材の確保・定着」、成長を実感できる「人材の育成・活躍」及び仕事のやりがいや充実感を得られる「勤務環境の整備」の3つの観点から取組を進め、職員の能力を最大限に引き出し、組織全体の活力やパフォーマンスを高めることにより、府民に質の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

## 2 人事制度及び職員の勤務環境

### (1) 人材の確保・定着

#### ア 受験者確保・人材の定着対策

多様で有為な人材を継続的に確保していくことは、効果的で効率的な公務サービスを提供し続けるために不可欠であるとともに、それぞれの公務分野において、業務量に応じた執行体制を構築する上での大前提となるものである。

職員の採用については、少子化とこれに伴う生産年齢人口の減少等により、受験者数が減少傾向にある中、現在のような売り手優位の労働市場環境が継続することにより、今後、ますます民間企業等との人材獲得競争が激しくなると考えられる。また、現在の若年層の就労観は、社会貢献意識や成長意欲は高いものの、他方で、終身雇用意識は低く、専門性の向上や多様で柔軟な働き方への志向が強い、といったものであり、人材の流動性が高くなっている。

こうした就職をとりまく環境や若者の就労観が変化する中で、高い能力や豊富な経験を有する人材に、本府が就職先として選ばれるよう、Iの2で述べた給与処遇を含め、公務の魅力を高めつつ、効果的に発信するとともに、(3)で述べる多様な人材が生き生きと活躍できる勤務環境の整備等の課題に対し、総合的かつ戦略的に取り組んでいく必要がある。

本委員会では、これまで、受験者確保・人材の定着対策として、京都府の仕事の魅力、やりがいを効果的に発信するため、任命権者とも連携し、採用試験に関する説明会をはじめ、職員採用情報ホームページやSNSを活用し、若手職員の生の声を伝えるなど、府で働く具体的なイメージを持ってもらえるよう、受験勧奨の取組を強化してきたところである。今後更に、これまでの受験状況や若年層を中心とする受験者側の就労意識、ニーズ等を的確に把握し、それを基に、若手職員との交流等により、職場見学や仕事体験等を充実させながら、公務の魅力を学生等に直接伝えるなど、人材の確保・定着に取り組んでいく必要がある。

とりわけ、総合土木等の技術職種については、人材確保がより困難な状況にあることから、府に就職後、身に付けた知識・技能を活かして活躍・成長できる環境があることを発信していくとともに、民間企業等における多様な経験・高度な専門性を有する人材の獲得などにも引き続き取り組んでいく必要がある。

高校卒業見込みの年齢で受験が可能となる各種の採用試験においては、少子化や大学進学率の上昇により、就職希望者が減少し、本府の受験者も減少傾向にあるが、引き続き府内高校等への訪問をはじめ、将来の公務員志望にもつながる効果的な広報活動を実施するなど、積極的な取組を行っていく必要がある。

## イ 競争試験のアップデート

多様で有為な人材を確保していくためには、アで述べた受験者確保等の取組と、受験しやすい採用試験制度への不断の見直しの両輪で進めていくことが重要である。

本委員会では、これまで、国家公務員の採用試験の改革や民間企業の採用活動の早期化等に対応するため、任命権者と連携し、採用試験の時期や方法、受験資格の見直し等を行ってきており、本年度は、技術系全ての試験区分に試験日程の前倒しを拡大するなど、制度の見直しを行ったところである。

一方、人事院においては、令和4年度から国家公務員の採用試験の改革に取り組んでいるが、これからの採用戦略のあり方について多角的な観点から意見を聴取するため、人事行政諮問会議や、「優秀な人材確保に資する採用戦略の検討を行うための有識者との意見交換」で得られた意見を踏まえ、採用手法の更なる見直しを順次実施していくとしている。

本府においても、引き続き、受験しやすい採用試験制度に向けた取組を

進めていく必要があるが、学生が職業として公務員を選ばなかった理由として「公務員試験対策の負担」を挙げる者が少なくないことから、受験者の負担感の軽減に向けて、更なる見直しを検討していく。

特に、公民間又は公務同士においても競合が厳しい総合土木等の技術職種については、受験資格の拡大など、受験者確保の取組について、引き続き研究を進めることとしている。

## ウ 多様な人材の採用

本府の職員への志願者が減少傾向にある中で、多様な経験や知識・技能、高度な専門性を有する人材を獲得していくために、新卒者を中心とする採用試験のみならず、任命権者が執行体制上の必要性等から実施する選考採用を必要に応じ組み合わせることが有効と考えられる。本委員会としても、新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定など、多様で有為な人材の確保に向け、任命権者の取組に適切に対応していくこととする。

障害者雇用については、障害のある人がその特性に応じて能力を発揮でき、自らの意思と希望に沿って生き生きと働くことができる社会の実現につながるものであり、本府においては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、法定雇用率の達成はもとより、障害のある職員がその能力を発揮し、働き続けられるよう職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。

本委員会としては、障害のある職員に対する可能な限りの合理的配慮、障害の特性に応じた勤務条件や勤務環境の整備に努めるなどの対応を求めるとともに、昨年度受験資格を拡大した障害者を対象とした採用選考試験を引き続き実施していく。

いわゆる就職氷河期世代の採用については、政府においては、令和5年度からの2年間を就職氷河期世代支援の「第二ステージ」と位置付け、公務員等での採用を推進しているところであるが、本府においても、令和2年度から引き続き試験を実施しているところである。来年度以降の対応については、政府方針や、受験対象者の動向を踏まえつつ、検討を進めていく必要がある。

教員の採用については、任命権者である教育委員会が、教育職員免許状取得者から選考する仕組みとなっているが、近年、志願者数の減少傾向が続いており、採用予定人数の増加と相まって、志願倍率が低下している。教員の確保は、学校教育の根幹にも関わる課題であり、本委員会としても、

必要に応じて教育委員会とも意見交換を進めることとしているが、教育委員会においては、新たに、大学3年生等チャレンジ選考試験の実施や、奨学金の返還金の一部補助等の取組を実施されており、引き続き積極的に進めていくことが必要である。

## (2) 人材の育成・活躍

### ア 育成マネジメントの推進

採用後は、職員がその職務を十分に果たすため、個々の職員の意欲や資質・能力の一層の向上を図るとともに、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、組織の活性化と課題対応力の強化を図っていく必要がある。

この間、任命権者においては、地方公務員法に基づく人事評価制度の適切な活用や、それぞれにおいて作成された人材育成に係る指針に基づく能力の向上に向けて取り組まれてきたところであるが、1で述べた社会と環境の変化の中、令和5年12月、総務省において、地方公共団体が人材育成のみならず、人材確保や職場環境整備を進めるための新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」が策定され、本府においても、人材確保・育成指針の見直しに向けた検討が進められているところである。

任命権者においては、今後、人材の育成・活躍の取組を推進していく上で、次のような観点からの取組が重要である。

1点目は、職員に必要とされる知識・技能が大きく変化していくとともに、定年年齢の引上げに伴う在職期間の長期化等により、今後更に、様々な経験・専門性を有する多様な人材による公務運営が進展するものと考えられる点である。

2点目は、現在の若年層は、就職活動をする段階から将来的な転職を視野に入れて就職先を決定する者も増えており、仕事を通じて成長できる環境を重視する傾向が見られるなど就労に対する意識が変化してきている点である。

こうした観点からの取組として、まず、新規採用職員をはじめ、若手職員から高齢層職員まで、それぞれの段階において必要となる知識・技能のほか、デジタルトランスフォーメーションの進展などの新たな政策課題や複雑・多様化する行政課題に対応するための知識・技能を習得・向上できる環境を整備することが必要である。

また、職員が主体的にリスキリングやスキルアップに取り組むことができる、自発的な学習機会の確保など、やりがいや、成長の実感が持てる取組を進めていくことは、職員の能力向上はもとより、定着の観点からも重

要である。

特に、高齢層職員の勤務を取り巻く状況については、令和6年度以降は、定年引上げ後の60歳を超える職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員など、多様な任用形態の60歳を超える職員が公務の職場で働いており、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責や役割に応じて、その能力を十分に発揮し、モチベーションを持って職務に従事することができるよう、勤務条件の整備等を図っていく必要がある。

また、管理監督職員は、職員の育成や意欲の向上を図るため、職場のリーダーとして、その役割を十分に認識し、日々職員とコミュニケーションを図る中で、積極的に人材育成に関わることが重要であり、管理監督職員のマネジメント能力向上に向けた取組が必要である。

こうした取組により、職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などのエンゲージメントを高めるとともに、公務に対する矜持を持ち、複雑・多様化する行政課題や府民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる高い専門性と連携意識、強い使命感の下、意欲的に課題に挑戦する職員を計画的に育成し、組織の活性化や職員の定着の促進につなげていくことが重要である。

## イ 女性活躍の推進

多様で有為な人材から選ばれる京都府となるためには、男女を問わず様々な人材が活躍できる職場環境づくりが求められている。

任命権者においては、令和7年度末に期限を迎える「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、特定事業主行動計画を策定し、組織全体で女性職員の活躍を推進する取組が実施されているところである。国において、女性活躍推進法の延長に向けた改正法案が、令和7年通常国会に提出される見込みとなっていることから、その動向を踏まえ、引き続き全庁挙げて、男女がともに働きやすく、働きがいを感じられる職場環境づくりに継続的に取り組んでいくことが重要である。

## (3) 働きやすい職場づくり

### ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・

バランスの実現に寄与するとともに、職員の健康の保持増進、さらに、多様で有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

総実勤務時間の短縮に当たっては、まずは時間外勤務を短縮することが必要である。そもそも、時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。したがって、所属長は、職員一人ひとりの勤務状況や業務の進捗状況を適宜把握し、適切な勤務時間の管理を行う必要がある。その上で、時間外勤務が必要と認めるときには、適切に事前命令・修正命令を行い、命令を受けていない職員の速やかな退庁を促さなければならない。また、命令された勤務時間に対する時間外勤務手当は、適時・適切に支給されなければならない。加えて、これらの勤務時間に係る労働法制やそのルール（以下「勤務時間法制等」という。）について、時間外勤務を行う職員に理解を促すことも重要である。

任命権者は、今後とも勤務時間法制等を踏まえ、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理を行い、長時間勤務の原因の分析や事務事業の効率化を図るとともに、職員一人ひとりの勤務状況や業務の内容、進捗状況を正しく把握し、職員間の業務の平準化を図る必要がある。加えて、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うために必要な人員を随時・的確に確保する必要がある。

なお、勤務時間法制等において、任命権者は、長時間勤務を行った職員に対して、産業医等による面接指導を受けさせることが義務付けられており、知事部局等及び警察本部の実施対象者における面接指導の実施率は概ね100%となっている。しかし、教育職員は、長時間勤務を行った職員のうち希望した者を面接指導の対象者としていることから、面接指導の実施は極めて少数にとどまっている。長時間勤務は心身の健康に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、長時間勤務を行った職員に対して面接指導の意義を丁寧に周知するとともに、面接指導を受けやすい環境づくりを行うことが必要である。

本委員会としても、引き続き、事業場調査等において、これらの勤務時間法制等が遵守されるよう指導するとともに、勤務時間管理の重要性に係る認識の向上や適正な管理の推進について啓発を行う。

このほか、総実勤務時間の短縮に当たっては、年次休暇や夏季休暇の計画的取得、連続取得の促進も有効な手段の一つである。昨年度の年次休暇の取得日数は、警察本部では全ての職員が5日以上であった一方、他の任命権者では1割前後の職員が5日未満であった。所属長は、年次有給休暇5日の取得を義務付けた民間労働法制の趣旨を踏まえ、年次休暇等の計画

的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、働き方に関する意識啓発に引き続き取り組む必要がある。

## イ 教育職員の勤務時間管理

学校教育の実施に当たっては、各教育職員の自発性・創造性によることが大いに期待される一方、学校を取り巻く環境は年々課題が複雑化・困難化しており、教育職員の長時間勤務の常態化は全国的にも問題となっている。このような中、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立させるとともに、質の高い人材を確保するためにも、勤務時間の適正化は、これまで以上に重要な課題である。

府立学校の教育職員の勤務時間管理については、ICカードによる出退勤記録を基礎とした在校等時間の把握が行われている。任命権者及び校長等は、把握した在校等時間の状況を踏まえ、引き続き働き方改革を推進するとともに、保護者や地域等関係者の理解を得ながら、学校行事の実施方法の工夫や外部人材の活用などを進め、学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要がある。

また、部活動指導については、令和6年3月に「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」が作成されたところであり、教育職員の負担軽減の観点からも、各学校・各地域において、その実情に応じた部活動改革を検討していく必要がある。

なお、服務監督を行う教育委員会が選択する場合には、1年単位の変形労働時間制が導入できることとなっている。本府においてこの制度を導入するためには、省令等に盛り込まれた条件を満たすと同時に条例を整備する必要があるが、制度の趣旨に沿って勤務日数や勤務時間が適切に設定できるか等の課題も精査した上で、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえ、対応を検討することが求められる。

## ウ 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や総実勤務時間の短縮、人材確保・定着にも資すると考えられることから、職員が働きやすい勤務時間制度を整備していくことが重要である。

任命権者においては、多様で柔軟な働き方を実現するため、時差出勤や在宅勤務の制度整備が行われてきた。今後は、これらの制度を職員に浸透させていくとともに、職場の状況を踏まえながら、希望する職員が制度を利用しやすい職場づくりに取り組むことが重要である。特に、在宅勤務に

については、一つの勤務形態として定着させるため、情報通信環境の整備はもとより、業務のあり方の見直しや必要な資料の電子化などの取組を進める必要がある。

また、国家公務員に導入されているフレックスタイム制及び勤務間のインターバル確保に係る努力義務についても、多様で柔軟な働き方の実現に有用である。

フレックスタイム制は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現などの公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものである。そのため、適切な公務運営の確保や勤怠管理をはじめとする業務マネジメントの充実には十分留意する必要があるものの、職場の実情を踏まえつつ、本府での導入について具体的な検討を進める必要がある。

また、勤務間のインターバル確保は、職員の健康維持や公務能率の向上などの効果が期待されるものである。その導入に当たっては、前述の業務マネジメントの充実に加え、業務の進め方の見直しが必要であることから、国の具体的な取組や他府県の動向を注視しつつ、本府の対応について引き続き研究を進める必要がある。

## エ 仕事と家庭の両立

個々の職員の生活の基盤は家庭であり、職員が家庭において性別にかかわらず仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、また、多様で有為な人材の確保・定着にもつながるものであることから、その重要性は、ますます高まっている。

本年改正されたいわゆる育児・介護休業法（以下「改正育児・介護休業法」という。）において、仕事と育児・介護の両立に関する制度改正が行われるとともに、同法の趣旨を踏まえ、いわゆる地方公務員育児休業法の改正が予定されている。これらの制度改正については、適切な対応が求められる。

また、「子育て環境日本一」を目指す本府においては、前述の法令に措置された制度への対応にとどまらず、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の政府目標や改正育児・介護休業法の趣旨も踏まえ、男女ともに希望する働き方が実現できるよう、抜本的な働き方改革や男性の育児休業取得の促進など、仕事と家庭を両立できる職場づくりを進める必要がある。

所属長は、職員の仕事と育児・介護等との両立の重要性や制度の内容を十分に理解し、周囲の職員の意識醸成を進めるなど、職員が制度を利用して安心して働ける職場環境づくりを進めるとともに、代替職員の配置を含めた業務体制の再構築など、職場全体としての支援体制を構築する取組を一層推進する必要がある。

## オ 健康の保持増進

職員がその生活を充実させることはもとより、能力を十分に発揮し、行政サービスを一層向上させるためにも、職員の健康の保持増進は極めて基本的な重要課題である。

本府の病気休職者及び30日以上 of 病気休暇取得者(以下「病気休職者等」という。)の数は、全ての任命権者で昨年度より増加している。

任命権者は、今後更に、産業医との連携を強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、ストレス調査の集団解析結果の活用などにより、職員の心身両面にわたる健康の保持増進を図る取組を継続的かつ計画的に進める必要がある。

また、本府の病気休職者等のうち、精神・行動の障害による病気休職者等の数も、全ての任命権者で昨年度より増加している。特に、30代以下の病気休職者のうち、精神・行動の障害による病気休職者の占める割合は、近年増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、メンタルヘルス対策については、これまで以上に予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に積極的に取り組む必要がある。加えて、30代以下の職員の精神・行動の障害による病気休職者の状況を踏まえ、職員への早期の働きかけなど未然防止のための対応を検討する必要がある。

特に、メンタルヘルス対策の中でラインケアを行う所属長の役割は重要である。職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、日ごろから職員と積極的にコミュニケーションを図り、働きやすい職場づくりに取り組むなど職場環境等の把握と改善に努める必要がある。

## カ ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休暇等に関するハラスメントなど上司や同僚、更には行政サービスの利用者等による不適切な言動等をはじめとする全てのハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退さ

せ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが安心して勤務できる職場づくりに向けた取組をより一層進めていくことも重要である。

任命権者は、全てのハラスメントを根絶するという強い意志を持って、引き続き、未然防止や発生した場合に相談者を守り、安心して相談できる窓口づくり、円滑な解決を図る体制づくりなど積極的な対策を進める必要がある。

管理監督職員は、職場でのハラスメントを未然に防止するために、日ごろから職場内での適切なコミュニケーションが保たれるようマネジメントを行うとともに、早期にその兆候を察知し、問題が起こる前に迅速に対策を講じる必要がある。

本委員会においても、相談窓口職員の知識や技量の向上による苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、引き続き、相談機関としての機能の向上を図るものとする。

## キ 適正な勤務環境の確立

職員が働いている職場は、事業場として位置付けられており、疲労やストレスを感じることが少ない勤務環境を整えることは、労働安全衛生面から職員の安全と健康を確保する上での基本であるとともに、職員の能力の発揮にも資するものである。

府の事業場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されるため、職場における職員の安全と健康を確保することはもとより、事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生規則等に基づき適切に対応することにより、快適な勤務環境を形成するよう努める必要がある。特に、衛生設備の改修やバリアフリー化等の勤務環境の整備は、来庁する府民へのサービスや接遇の向上にもつながることから、今後も計画的に進める必要がある。

## (4) 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、公務員としての高い職業倫理が求められていることは改めて言うまでもない。府政に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じることのないよう、職員一人ひとりが、法令遵守はもちろん、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。

しかし、本府の昨年度の懲戒処分総数は、前年度より大きく増加し、特に公務外非行を処分事由とする懲戒処分は、その占める割合が大きく増加した。任命権者は、職務外においても公務員として相応しい行動が求められるという自覚と責任、高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、職員の公務員倫理を高める取組を継続して進める必要がある。

## (5) 各種任用制度の運用

### ア 会計年度任用職員

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に柔軟かつ的確に対応するため、本府においても、様々な形態の職で会計年度任用職員が任用され、公務の円滑な推進に寄与してきている。

令和2年4月の地方公務員法の改正により、当該職員は一般職の地方公務員として同法上の各種規定が適用されることとなり、本府においても、任用や勤務条件に関する各種の制度が整備されたところである。

本委員会は長年にわたり、非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及してきているが、会計年度任用職員制度の導入後においても、常勤の一般職員との権衡を考慮した処遇が求められるところであり、任命権者においては、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な運用となるよう努める必要がある。

### イ 臨時的任用職員

地方公務員法においては、臨時的任用職員について、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき等に限って、6月を超えない期間で任用を行うことができ、また、6月を超えない期間で一度のみ更新することができることとされている。臨時的任用職員には、一部の身分保障に係る地方公務員法の規定が適用されないなど、正式任用とは異なる側面があることから、厳格な要件の下で任用されることが求められており、任命権者においては、法令の趣旨を十分理解し、適切な運用を図らなければならないことに改めて留意する必要がある。

## Ⅲ 給与勧告実施の要請等

本報告の冒頭に示したとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員は、府民の命と健康、生活を守るため、一般行政や教育、警察等の各分野において真摯に職務に精励している。

このような状況の中で、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて適正な給与を支給することは、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が、条例に基づいて毎年度期限が延長されつつ実施されてきている。本委員会はこれまでも、この措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることを述べてきたが、改めて一般職に属する公務員としての適正な給与が確保されるよう望むものである。

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年京都府条例第27号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 第1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を51,600円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当

#### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

#### (イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

#### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1. 0625月分とすること。
- 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正
  - (1) 給料表  
現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。
  - (2) 期末手当  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

## 第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

- (1) 給料表  
第1の1の(1)による改定後の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第3のとおり改定すること。  
新給料表への切替えは、別表第4の切替要領によること。
- (2) 昇給制度  
行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、当該職員が、職員の給与等に関する条例第6条第1項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- (3) 諸手当
  - ア 扶養手当
    - (ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。
    - (イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講じること。
  - イ 地域手当  
職員の給与等に関する条例第12条の5の規定による地域手当について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とし、異動等の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過する日までの期間の支給割合

を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とすること。

ウ 通勤手当

(7) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(4) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

エ 管理職員特別勤務手当

(7) 管理職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(4) (7)の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、(7)による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

a 管理職員

6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

b 指定職給料表の適用を受ける職員

aの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

オ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

職員の給与等に関する条例第12条の3から第12条の5までの規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給するとともに、その他人事院勧告の趣旨を踏まえた地方公務員に適用される法律の改正に伴って、所要の措置を講じること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

(1) 勤勉手当を支給すること。

(2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、そ

れぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の改正

暫定再任用職員に対して、職員の給与等に関する条例第12条の3から第12条の5までの規定による地域手当、住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給するとともに、その他人事院勧告の趣旨を踏まえた地方公務員に適用される法律の改正に伴って、所要の措置を講じること。

### 第3 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイ及び2の(2)については令和6年6月1日から、第2及び第3の2の(1)については令和7年4月1日から実施すること。

#### 2 経過措置等

##### (1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

##### (2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。





126	363,500	384,500	409,300						
127	363,900	385,000	409,700						
128	364,300	385,500	410,200						
129	364,700	386,000	410,600						
130	365,100	386,500	411,100						
131	365,500	387,000	411,500						
132	365,900	387,500	412,000						
133	366,300	388,000	412,400						
134	366,700	388,500	412,900						
135	367,100	389,000	413,300						
136	367,500	389,500	413,800						
137	367,900	390,000	414,200						
138	368,300	390,500	414,700						
139	368,700	391,000	415,200						
140	369,100	391,500	415,700						
141	369,500	392,000	416,200						
142	369,900	392,500	416,700						
143	370,300	393,000	417,200						
144	370,700	393,500	417,700						
145	371,100	394,000	418,200						
	基礎給料 月額								
定年 前年 任用 期間 勤務 員	249,400	261,300	297,600	314,600	329,100	353,100	389,100	421,500	

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

## イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円								
定年	1	202,500	円	249,500	円	302,000	円	359,100	円	429,300	円
前年	2	204,800	円	251,000	円	303,800	円	360,600	円	431,200	円
任用	3	207,100	円	252,400	円	305,700	円	362,000	円	433,000	円
期間	4	209,300	円	253,800	円	307,500	円	363,400	円	434,600	円
勤務	5	211,600	円	255,200	円	309,300	円	364,800	円	436,100	円
員以	6	213,900	円	256,400	円	311,100	円	366,100	円	437,600	円
外の	7	216,100	円	257,700	円	313,000	円	367,500	円	439,500	円
職員	8	218,400	円	258,900	円	314,700	円	368,800	円	441,300	円
	9	220,600	円	260,300	円	316,400	円	370,000	円	443,000	円
	10	222,800	円	261,500	円	318,200	円	371,500	円	444,800	円
	11	225,000	円	262,800	円	320,100	円	373,000	円	446,800	円
	12	227,300	円	264,100	円	321,900	円	374,400	円	448,600	円
	13	229,500	円	265,500	円	323,800	円	375,800	円	450,300	円
	14	231,600	円	267,400	円	325,600	円	377,300	円	452,200	円
	15	233,800	円	269,200	円	327,400	円	378,800	円	454,000	円
	16	235,900	円	271,000	円	329,200	円	380,200	円	456,000	円
	17	238,000	円	272,800	円	330,800	円	381,600	円	457,700	円
	18	239,800	円	275,000	円	332,700	円	383,100	円	459,500	円
	19	241,600	円	277,200	円	334,600	円	384,600	円	461,300	円
	20	243,300	円	279,400	円	336,600	円	386,000	円	463,200	円
	21	245,000	円	281,700	円	338,400	円	387,400	円	464,800	円
	22	246,300	円	283,900	円	340,400	円	388,900	円	466,500	円
	23	247,600	円	286,100	円	342,200	円	390,400	円	468,400	円
	24	249,000	円	288,200	円	344,100	円	391,900	円	470,200	円
	25	250,200	円	290,300	円	345,800	円	393,200	円	471,900	円
	26	251,400	円	292,200	円	347,500	円	394,700	円	473,500	円
	27	252,600	円	294,100	円	349,100	円	396,200	円	475,000	円
	28	253,800	円	295,900	円	350,700	円	397,700	円	476,500	円
	29	254,900	円	297,800	円	352,400	円	399,200	円	478,100	円
	30	256,100	円	299,700	円	353,700	円	400,700	円	479,400	円
	31	257,400	円	301,500	円	354,900	円	402,200	円	480,700	円
	32	258,600	円	303,200	円	356,100	円	403,700	円	482,000	円
	33	259,700	円	305,000	円	357,400	円	405,100	円	483,200	円
	34	261,000	円	306,800	円	359,000	円	406,700	円	483,900	円
	35	262,300	円	308,500	円	360,700	円	408,400	円	484,600	円
	36	263,600	円	310,100	円	362,200	円	409,900	円	485,300	円
	37	265,100	円	311,700	円	363,700	円	411,100	円	486,000	円
	38	266,500	円	313,500	円	365,300	円	412,500	円	486,700	円
	39	267,800	円	315,300	円	366,900	円	413,900	円	487,400	円
	40	269,100	円	317,000	円	368,500	円	415,300	円	488,100	円
	41	270,400	円	318,300	円	370,000	円	416,900	円	488,700	円
	42	271,400	円	320,300	円	371,600	円	418,300	円	489,400	円
	43	272,400	円	322,100	円	373,200	円	419,600	円	490,100	円
	44	273,400	円	323,800	円	374,700	円	421,000	円	490,800	円
	45	274,100	円	325,500	円	376,300	円	422,400	円	491,400	円
	46	274,900	円	327,400	円	377,900	円	423,800	円	492,100	円
	47	275,700	円	329,200	円	379,500	円	425,300	円	492,800	円
	48	276,500	円	330,900	円	381,000	円	426,800	円	493,500	円
	49	277,300	円	332,600	円	382,500	円	428,400	円	494,200	円
	50	278,100	円	334,400	円	384,100	円	429,800	円	494,900	円
	51	278,800	円	336,300	円	385,600	円	431,500	円	495,600	円
	52	279,600	円	338,000	円	387,000	円	433,000	円	496,300	円
	53	280,400	円	339,700	円	388,400	円	434,700	円	497,000	円
	54	281,300	円	341,000	円	389,900	円	436,200	円	497,700	円
	55	282,100	円	342,300	円	391,400	円	437,800	円	498,400	円



ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の号給	給料月額			
		1 級	2 級	特 2 級	3 級
定年	1	202,500	223,500	302,000	328,100
前年	2	204,800	226,000	303,800	330,200
任時	3	207,100	228,400	305,700	332,300
短時	4	209,300	230,800	307,500	334,400
勤務	5	211,600	233,300	309,300	336,500
職外	6	213,900	235,700	311,100	338,600
以上の	7	216,100	238,100	313,000	340,700
職員	8	218,400	240,500	314,700	342,800
	9	220,600	243,000	316,400	344,900
	10	222,800	244,600	318,200	347,000
	11	225,000	246,200	320,100	349,100
	12	227,300	247,800	321,900	351,100
	13	229,500	249,500	323,800	353,200
	14	231,600	251,000	325,600	354,700
	15	233,800	252,400	327,400	356,200
	16	235,900	253,800	329,200	357,700
	17	238,000	255,200	330,800	359,100
	18	239,800	256,400	332,700	360,600
	19	241,600	257,700	334,600	362,000
	20	243,300	258,900	336,600	363,400
	21	245,000	260,300	338,400	364,800
	22	246,300	261,500	340,400	366,100
	23	247,600	262,800	342,200	367,500
	24	249,000	264,100	344,100	368,800
	25	250,200	265,500	345,800	370,000
	26	251,300	267,400	347,500	371,300
	27	252,400	269,200	349,100	372,500
	28	253,500	271,000	350,700	373,700
	29	254,700	272,800	352,400	374,900
	30	256,000	275,000	353,700	376,200
	31	257,300	277,200	354,900	377,400
	32	258,500	279,400	356,100	378,500
	33	259,600	281,700	357,400	379,600
	34	260,800	283,900	358,800	380,800
	35	262,000	286,100	360,300	382,000
	36	263,200	288,200	361,600	383,100
	37	264,400	290,300	362,900	384,300
	38	265,700	292,200	364,300	385,500
	39	266,900	294,100	365,700	386,700
	40	268,100	295,900	367,000	387,800
	41	269,300	297,800	368,400	388,900
	42	270,400	299,700	369,800	390,100
	43	271,500	301,500	371,100	391,400
	44	272,700	303,200	372,400	392,500
	45	273,700	305,000	373,700	393,600
	46	274,500	306,800	374,900	394,800
	47	275,300	308,500	376,200	396,000
	48	276,100	310,100	377,400	397,200
	49	276,800	311,700	378,600	398,400
	50	277,600	313,500	379,800	399,800
	51	278,300	315,300	381,000	401,000
	52	279,000	317,000	382,200	402,200
	53	279,800	318,300	383,400	403,400
	54	280,700	320,300	384,600	404,700
	55	281,500	322,100	385,800	405,700

56	282,200	323,800	387,000	406,800
57	282,900	325,500	388,100	408,100
58	283,700	327,400	389,400	409,300
59	284,500	329,200	390,700	410,500
60	285,200	330,900	392,000	411,700
61	285,800	332,600	392,900	412,800
62	286,500	334,400	394,100	413,800
63	287,200	336,300	395,100	415,200
64	287,800	338,000	396,200	416,400
65	288,600	339,700	397,000	417,600
66	289,300	341,000	398,100	418,700
67	290,000	342,300	399,200	419,800
68	290,700	343,600	400,200	420,900
69	291,400	345,200	401,300	421,900
70	292,200	346,700	402,300	423,200
71	292,900	348,200	403,400	424,400
72	293,600	349,700	404,500	425,600
73	294,100	351,100	405,500	426,200
74	294,800	352,700	406,600	427,000
75	295,500	354,200	407,800	427,700
76	296,100	355,700	408,800	428,200
77	296,800	357,100	409,700	428,500
78	297,500	358,600	410,600	428,800
79	298,100	360,200	411,600	429,200
80	298,700	361,700	412,600	429,600
81	299,300	363,100	413,400	429,900
82	299,900	364,400	414,200	430,300
83	300,500	365,700	415,000	430,700
84	301,100	366,900	415,800	431,000
85	301,600	368,200	416,500	431,300
86	302,100	369,400	417,100	431,700
87	302,600	370,600	417,800	432,000
88	303,100	371,700	418,500	432,300
89	303,500	372,800	419,100	432,600
90	304,100	373,900	419,800	432,900
91	304,700	375,000	420,300	433,200
92	305,200	376,200	420,900	433,400
93	305,500	377,300	421,300	433,600
94	306,000	378,500	421,700	433,900
95	306,500	379,600	422,000	434,200
96	306,900	380,700	422,300	434,400
97	307,300	381,700	422,500	434,600
98	307,800	382,700	422,900	434,900
99	308,300	383,700	423,200	435,200
100	308,700	384,600	423,400	435,400
101	309,100	385,400	423,600	435,600
102	309,500	386,400	423,900	435,900
103	309,900	387,300	424,200	436,200
104	310,200	388,200	424,400	436,400
105	310,400	389,000	424,600	436,600
106	310,700	389,900	424,900	436,900
107	311,000	390,800	425,200	437,200
108	311,200	391,800	425,400	437,400
109	311,400	392,600	425,600	437,600
110	311,600	393,600	425,900	437,900
111	311,900	394,500	426,200	438,200
112	312,300	395,400	426,400	438,400
113	312,500	396,000	426,600	438,600
114	312,700	396,900	426,900	438,900
115	312,900	397,800	427,200	439,200
116	313,200	398,700	427,400	439,400
117	313,500	399,600	427,600	439,600
118	313,700	400,300	427,800	439,800

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
1	定年	291,400	370,000	426,700	484,400
2	前年	293,700	372,600	428,700	486,200
3	任用	296,000	375,100	430,700	488,000
4	短時	298,200	377,600	432,600	489,800
5	勤務	300,300	380,100	434,500	491,600
6	員外	303,800	382,800	436,100	493,300
7	職	307,300	385,500	437,700	495,000
8		310,700	388,100	439,300	496,700
9		314,100	390,200	440,900	498,400
10		317,600	392,700	442,700	500,500
11		321,000	395,200	444,500	502,600
12		324,400	397,700	446,300	504,700
13		327,800	400,300	448,100	506,700
14		331,300	403,000	449,900	508,600
15		334,700	405,600	451,700	510,700
16		338,100	408,100	453,500	512,700
17		341,500	410,500	455,100	514,600
18		344,600	412,700	457,100	516,600
19		347,700	414,800	459,000	518,600
20		350,800	416,900	460,900	520,400
21		354,000	419,000	462,300	522,200
22		357,100	420,500	464,100	524,000
23		360,200	422,000	465,900	525,800
24		363,200	423,500	467,700	527,600
25		366,200	424,900	469,500	529,200
26		368,500	426,400	471,300	531,000
27		370,800	427,900	473,100	532,800
28		373,000	429,300	474,900	534,600
29		374,900	430,700	476,700	536,200
30		376,600	432,200	478,500	538,000
31		378,300	433,700	480,300	539,800
32		380,100	435,100	482,100	541,500
33		381,900	436,500	483,900	543,100
34		383,700	438,000	485,800	544,900
35		385,300	439,500	487,700	546,600
36		386,700	440,900	489,600	548,300
37		388,100	442,300	491,500	549,800
38		389,600	443,700	493,200	551,400
39		391,100	445,100	495,000	552,800
40		392,600	446,500	496,800	554,400
41		394,100	447,900	498,400	555,900
42		394,800	449,300	500,200	557,300
43		395,400	450,700	502,000	558,700
44		396,100	452,100	503,600	560,000
45		397,000	453,500	505,000	561,200
46		397,600	454,900	506,700	562,200
47		398,200	456,300	508,500	563,200
48		398,800	457,700	510,200	564,200
49		399,400	459,100	511,700	565,200
50		399,900	460,800	513,000	566,100
51		400,400	462,400	514,300	567,000
52		400,900	464,000	515,600	567,900
53		401,400	465,600	516,600	568,700
54		401,800	466,800	517,900	569,600
55		402,200	468,000	519,200	570,500
56		402,600	469,100	520,500	571,400
57		403,000	470,100	521,500	572,300
58		403,400	471,100	522,300	573,200
59		403,800	472,000	523,100	574,100

119	314,000	401,100			
120	314,300	401,900			
121	314,500	402,500			
122	314,700	403,200			
123	314,900	403,900			
124	315,200	404,500			
125	315,500	405,100			
126		405,800			
127		406,300			
128		407,000			
129		407,600			
130		408,200			
131		408,700			
132		409,200			
133		409,500			
134		409,800			
135		410,100			
136		410,400			
137		410,700			
138		411,000			
139		411,300			
140		411,600			
141		411,900			
142		412,200			
143		412,500			
144		412,800			
145		413,000			
146		413,300			
147		413,600			
148		413,800			
149		414,000			
150		414,300			
151		414,600			
152		414,900			
153		415,100			
154		415,400			
155		415,700			
156		415,900			
157		416,100			
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	232,600	279,500	307,300	334,200	417,200

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定める給料月額と、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。









指定職給料表

号給	給料月額 円
1	725,000
2	782,000
3	840,000
4	920,000
5	992,000
6	1,062,000
7	1,136,000
8	1,206,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額 円
1	419,000
2	481,000
3	545,000
4	629,000
5	731,000
6	835,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額 円
1	350,000
2	387,000
3	415,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額 円
1	397,000
2	446,000
3	498,000
4	562,000
5	642,000
6	749,000
7	875,000





126	363,500	384,500	411,100						
127	363,900	385,000	411,500						
128	364,300	385,500	412,000						
129	364,700	385,800	412,400						
130	365,100	386,300	412,900						
131	365,500	386,800	413,300						
132	365,900	387,300	413,800						
133	366,100	387,600	414,200						
134	366,600	388,100							
135	367,000	388,500							
136	367,300	388,900							
137	367,700	389,200							
138	368,100	389,700							
139	368,600	390,200							
140	369,100	390,700							
141	369,400	391,000							
142	369,900								
143	370,400								
144	370,900								
145	371,200								
定年	基礎給料	基礎給料							
前年	月額	月額							
任用									
時勤									
間勤									
職務									
員									
	249,400	261,300	297,600	314,600	329,100	353,100	389,100	421,500	

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

## イ 教育職給料表

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円								
定年	1	202,500	円	249,500	円	323,800	円	381,600	円	457,700	円
前年	2	204,800	円	251,000	円	325,600	円	383,100	円	459,500	円
任用	3	207,100	円	252,400	円	327,400	円	384,600	円	461,300	円
時勤	4	209,300	円	253,800	円	329,200	円	386,000	円	463,200	円
間勤	5	211,600	円	255,200	円	330,800	円	387,400	円	464,800	円
職務	6	213,900	円	256,400	円	332,700	円	388,900	円	466,500	円
員以外の	7	216,100	円	257,700	円	334,600	円	390,400	円	468,400	円
職員	8	218,400	円	258,900	円	336,600	円	391,900	円	470,200	円
	9	220,600	円	260,300	円	338,400	円	393,200	円	471,900	円
	10	222,800	円	261,500	円	340,400	円	394,700	円	473,500	円
	11	225,000	円	262,800	円	342,200	円	396,200	円	475,000	円
	12	227,300	円	264,100	円	344,100	円	397,700	円	476,500	円
	13	229,500	円	265,500	円	345,800	円	399,200	円	478,100	円
	14	231,600	円	267,400	円	347,500	円	400,700	円	479,400	円
	15	233,800	円	269,200	円	349,100	円	402,200	円	480,700	円
	16	235,900	円	271,000	円	350,700	円	403,700	円	482,000	円
	17	238,000	円	272,800	円	352,400	円	405,100	円	483,200	円
	18	239,800	円	275,000	円	353,700	円	406,700	円	483,900	円
	19	241,600	円	277,200	円	354,900	円	408,400	円	484,600	円
	20	243,300	円	279,400	円	356,100	円	409,900	円	485,300	円
	21	245,000	円	281,700	円	357,400	円	411,100	円	486,000	円
	22	246,300	円	283,900	円	359,000	円	412,500	円	486,700	円
	23	247,600	円	286,100	円	360,700	円	413,900	円	487,400	円
	24	249,000	円	288,200	円	362,200	円	415,300	円	488,100	円
	25	250,200	円	290,300	円	363,700	円	416,900	円	488,700	円
	26	251,400	円	292,200	円	365,300	円	418,300	円	489,400	円
	27	252,600	円	294,100	円	366,900	円	419,600	円	490,100	円
	28	253,800	円	295,900	円	368,500	円	421,000	円	490,800	円
	29	254,900	円	297,800	円	370,000	円	422,400	円	491,400	円
	30	256,100	円	299,700	円	371,600	円	423,800	円	492,100	円
	31	257,400	円	301,500	円	373,200	円	425,300	円	492,800	円
	32	258,600	円	303,200	円	374,700	円	426,800	円	493,500	円
	33	259,700	円	305,000	円	376,300	円	428,400	円	494,200	円
	34	261,000	円	306,800	円	377,900	円	429,800	円		
	35	262,300	円	308,500	円	379,500	円	431,500	円		
	36	263,600	円	310,100	円	381,000	円	433,000	円		
	37	265,100	円	311,700	円	382,500	円	434,700	円		
	38	266,500	円	313,500	円	384,100	円	436,200	円		
	39	267,800	円	315,300	円	385,600	円	437,800	円		
	40	269,100	円	317,000	円	387,000	円	439,500	円		
	41	270,400	円	318,300	円	388,400	円	441,000	円		
	42	271,400	円	320,300	円	389,900	円	442,500	円		
	43	272,400	円	322,100	円	391,400	円	443,700	円		
	44	273,400	円	323,800	円	392,800	円	444,900	円		
	45	274,100	円	325,500	円	394,300	円	446,100	円		
	46	274,900	円	327,400	円	395,900	円	447,500	円		
	47	275,700	円	329,200	円	397,500	円	448,700	円		
	48	276,500	円	330,900	円	398,900	円	449,900	円		
	49	277,300	円	332,600	円	400,200	円	451,000	円		
	50	278,100	円	334,400	円	401,600	円	452,200	円		
	51	278,800	円	336,300	円	403,000	円	453,400	円		
	52	279,600	円	338,000	円	404,300	円	454,700	円		
	53	280,400	円	339,700	円	405,500	円	455,900	円		
	54	281,300	円	341,000	円	406,700	円	457,100	円		
	55	282,100	円	342,300	円	408,100	円	458,300	円		

56	282,900	343,600	409,400	459,500						
57	283,600	345,200	410,700	460,600	119	327,200	420,500			
58	284,200	346,800	412,000	461,200	120	327,700	420,800			
59	285,000	348,300	413,400	461,700	121	328,300	421,100			
60	285,900	349,900	414,600	462,300	122	328,700	421,400			
61	286,700	351,400	415,900	462,800	123	329,200	421,700			
62	287,300	353,100	417,300	463,400	124	329,700	421,900			
63	288,100	354,700	418,700	463,900	125	330,300	422,100			
64	288,900	356,200	420,000	464,400	126	330,600	422,400			
65	289,900	357,700	421,200	464,900	127	330,900	422,800			
66	290,700	359,300	422,400	465,500	129	331,400	423,200			
67	291,500	361,000	423,800	466,000	130	331,700	423,500			
68	292,200	362,500	425,200	466,500	131	332,000	423,800			
69	292,900	364,000	426,500	467,000	132	332,200	424,000			
70	293,700	365,600	427,700	467,600	133	332,400	424,200			
71	294,500	367,200	428,700	468,100	134	332,600	424,500			
72	295,200	368,800	429,900	468,600	135	332,800	424,800			
73	295,900	370,300	431,200	469,100	136	333,100	425,000			
74	296,700	371,900	432,300		137	333,400	425,200			
75	297,400	373,500	433,500		138	333,600	425,500			
76	298,000	375,000	434,500		139	333,900	425,800			
77	298,600	376,600	435,600		140	334,200	426,000			
78	299,300	378,000	436,600		141	334,400	426,200			
79	300,000	379,400	437,600		142	334,600	426,500			
80	300,600	380,700	438,700		143	334,900	426,800			
81	301,200	382,000	439,600		144	335,100	427,000			
82	301,900	383,500	440,400		145	335,400	427,200			
83	302,600	384,900	441,200		146	335,600				
84	303,300	386,200	442,000		147	336,000				
85	304,000	387,300	442,700		148	336,300				
86	304,900	388,700	443,100		149	336,500				
87	305,600	390,000	443,500		150	336,700				
88	306,300	391,400	443,900		151	337,000				
89	307,000	392,600	444,300		152	337,300				
90	307,900	393,900	444,600		153	337,500				
91	308,700	395,000	444,900							
92	309,500	396,200	445,100							
93	310,000	397,400	445,400			241,600	282,700	312,200	340,900	427,300
94	310,800	398,500	445,700							
95	311,600	399,800	446,000							
96	312,500	401,000	446,200							
97	313,200	402,400	446,500							
98	314,000	403,400	446,800							
99	314,800	404,400	447,100							
100	315,500	405,400	447,300							
101	316,300	406,300	447,500							
102	317,200	407,400	447,800							
103	318,100	408,500	448,100							
104	318,900	409,600	448,300							
105	319,500	410,300	448,500							
106	320,400	411,200								
107	321,200	412,100								
108	322,000	413,000								
109	322,700	413,800								
110	323,100	414,600								
111	323,500	415,500								
112	324,000	416,300								
113	324,500	416,900								
114	324,900	417,600								
115	325,400	418,300								
116	325,800	419,000								
117	326,300	419,600								
118	326,800	420,100								

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、  
教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職  
員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定め  
るものの給料月額と、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあっては、この表  
の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を  
基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	号給			
		1 級	2 級	特 2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	202,500	223,500	323,800	325,500
前任用	2	204,800	226,000	325,600	325,600
短時間勤務職以外	3	207,100	228,400	327,400	354,700
職員	4	209,300	230,800	329,200	356,200
	5	211,600	233,300	330,800	357,700
	6	213,900	235,700	332,700	359,100
	7	216,100	238,100	334,600	360,600
	8	218,400	240,500	336,600	362,000
	9	220,600	243,000	338,400	363,400
	10	222,800	244,600	340,400	366,100
	11	225,000	246,200	342,200	367,500
	12	227,300	247,800	344,100	371,300
	13	229,500	249,500	345,800	370,000
	14	231,600	251,000	347,500	372,500
	15	233,800	252,400	349,100	372,500
	16	235,900	253,800	350,700	373,700
	17	238,000	255,200	352,400	374,900
	18	239,800	256,400	353,700	376,200
	19	241,600	257,700	354,900	377,400
	20	243,300	258,900	356,100	378,500
	21	245,000	260,300	357,400	379,600
	22	246,300	261,500	358,800	380,800
	23	247,600	262,800	360,300	382,000
	24	249,000	264,100	361,600	383,100
	25	250,200	265,500	362,900	384,300
	26	251,300	267,400	364,300	385,500
	27	252,400	269,200	365,700	386,700
	28	253,500	271,000	367,000	387,800
	29	254,700	272,800	368,400	388,900
	30	256,000	275,000	369,800	390,100
	31	257,300	277,200	371,100	391,400
	32	258,500	279,400	372,400	392,500
	33	259,600	281,700	373,700	393,600
	34	260,800	283,900	374,900	394,800
	35	262,000	286,100	376,200	396,000
	36	263,200	288,200	377,400	397,200
	37	264,400	290,300	378,600	398,400
	38	265,700	292,200	379,800	399,800
	39	266,900	294,100	381,000	401,000
	40	268,100	295,900	382,200	402,200
	41	269,300	297,800	383,400	403,400
	42	270,400	299,700	384,600	404,700
	43	271,500	301,500	385,800	405,700
	44	272,700	303,200	387,000	406,800
	45	273,700	305,000	388,100	408,100
	46	274,500	306,800	389,400	409,300
	47	275,300	308,500	390,700	410,500
	48	276,100	310,100	392,000	411,700
	49	276,800	311,700	392,900	412,800
	50	277,600	313,500	394,100	413,800
	51	278,300	315,300	395,100	415,200
	52	279,000	317,000	396,200	416,400
	53	279,800	318,300	397,000	417,600
	54	280,700	320,300	398,100	418,700
	55	281,500	322,100	399,200	419,800
	56	282,200	323,800	400,200	420,900

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
1	定年	291,400	400,300	455,100	549,800
2	前年	293,700	403,000	457,100	555,900
3	任用	296,000	405,600	459,000	561,200
4	短時	298,200	408,100	460,900	566,100
5	期勤	300,300	410,500	462,300	570,300
6	勤務	303,800	412,700	464,100	574,800
7	員外	307,300	414,800	465,900	578,400
8	職	310,700	416,900	467,700	581,400
9		314,100	419,000	469,500	583,900
10		317,600	420,500	471,300	586,200
11		321,000	422,000	473,100	
12		324,400	423,500	474,900	
13		327,800	424,900	476,700	
14		331,300	426,400	478,500	
15		334,700	427,900	480,300	
16		338,100	429,300	482,100	
17		341,500	430,700	483,900	
18		344,600	432,200	485,800	
19		347,700	433,700	487,700	
20		350,800	435,100	489,600	
21		354,000	436,500	491,500	
22		357,100	438,000	493,200	
23		360,200	439,500	495,000	
24		363,200	440,900	496,800	
25		366,200	442,300	498,400	
26		368,500	443,700	500,200	
27		370,800	445,100	502,000	
28		373,000	446,500	503,600	
29		374,900	447,900	505,000	
30		376,600	449,300	506,700	
31		378,300	450,700	508,500	
32		380,100	452,100	510,200	
33		381,900	453,500	511,700	
34		383,700	454,900	513,000	
35		385,300	456,300	514,300	
36		386,700	457,700	515,600	
37		388,100	459,100	516,600	
38		389,600	460,800	517,900	
39		391,100	462,400	519,200	
40		392,600	464,000	520,500	
41		394,100	465,600	521,500	
42		394,800	466,800	522,300	
43		395,400	468,000	523,100	
44		396,100	469,100	523,900	
45		397,000	470,100	524,800	
46		397,600	471,100	525,600	
47		398,200	472,000	526,400	
48		398,800	472,800	527,100	
49		399,400	473,500	527,900	
50		399,900	474,200	528,700	
51		400,400	474,900	529,400	
52		400,900	475,500	530,300	
53		401,400	476,200	531,200	
54		401,800	476,900	532,000	
55		402,200	477,500	532,900	
56		402,600	478,100	533,800	
57		403,000	478,400	534,600	
58		403,400	479,000	535,500	
59		403,800	479,700	536,400	

120	314,300	401,900		
121	314,500	402,500		
122	314,700	403,200		
123	314,900	403,900		
124	315,200	404,500		
125	315,500	405,100		
126		405,800		
127		406,300		
128		407,000		
129		407,600		
130		408,200		
131		408,700		
132		409,200		
133		409,500		
134		409,800		
135		410,100		
136		410,400		
137		410,700		
138		411,000		
139		411,300		
140		411,600		
141		411,900		
142		412,200		
143		412,500		
144		412,800		
145		413,000		
146		413,300		
147		413,600		
148		413,800		
149		414,000		
150		414,300		
151		414,600		
152		414,900		
153		415,100		
154		415,400		
155		415,700		
156		415,900		
157		416,100		
定年				
前年				
任用				
短時				
期勤				
勤務				
員				

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの適用する。

2 この表の適用を受け、その職務の等級が3級である職員で人事委員会規則で定められた給料月額と、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基礎として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。











イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給										
	4級	5級	6級	7級	8級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1	1	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1	1	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1	1	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1	1	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	1	1	1	1	1
19	15	11	11	7	3	1	1	1	1	1	1
20	16	12	12	8	4	1	1	1	1	1	1
21	17	13	13	9	5	1	1	1	1	1	1
22	18	14	14	10	6	1	1	1	1	1	1
23	19	15	15	11	7	1	1	1	1	1	1
24	20	16	16	12	8	2	1	1	1	1	1
25	21	17	17	13	9	3	1	1	1	1	1
26	22	18	18	14	10	4	1	1	1	1	1
27	23	19	19	15	11	5	1	1	1	1	1
28	24	20	20	16	12	6	1	1	1	1	1
29	25	21	21	17	13	7	1	1	1	1	1
30	26	22	22	18	14	8	1	1	1	1	1
31	27	23	23	19	15	9	1	1	1	1	1
32	28	24	24	20	16	10	1	1	1	1	1
33	29	25	25	21	17	11	1	1	1	1	1
34	30	26	26	22	18	12	1	1	1	1	1
35	31	27	27	23	19	13	1	1	1	1	1
36	32	28	28	24	20	14	1	1	1	1	1
37	33	29	29	25	21	15	1	1	1	1	1
38	34	30	30	26	22	16	1	1	1	1	1
39	35	31	31	27	23	17	1	1	1	1	1
40	36	32	32	28	24	18	1	1	1	1	1
41	37	33	33	29	25	19	1	1	1	1	1
42	38	34	34	30	26	20	1	1	1	1	1
43	39	35	35	31	27	21	1	1	1	1	1
44	40	36	36	32	28	22	1	1	1	1	1
45	41	37	37	33	29	23	1	1	1	1	1
46	42	38	38	34	30	24	1	1	1	1	1
47	43	39	39	35	31	25	1	1	1	1	1
48	44	40	40	36	32	26	1	1	1	1	1
49	45	41	41	37	33	27	1	1	1	1	1
50	46	42	42	38	34	28	1	1	1	1	1
51	47	43	43	39	35	29	1	1	1	1	1
52	48	44	44	40	36	30	1	1	1	1	1
53	49	45	45	41	37	31	1	1	1	1	1
54	50	46	46	42	38	32	1	1	1	1	1
55	51	47	47	43	39	33	1	1	1	1	1
56	52	48	48	44	40	34	1	1	1	1	1
57	53	49	49	45	41	35	1	1	1	1	1
58	54	50	50	46	42	36	1	1	1	1	1
59	55	51	51	47	43	37	1	1	1	1	1
60	56	52	52	48	44	38	1	1	1	1	1
61	57	53	53	49	45	39	1	1	1	1	1

62	58	54	54	50	51		
63	59	55	55	51	52		
64	60	56	56	52	53		
65	61	57	57	53	54		
66	62	58	58	54	55		
67	63	59	59	55	56		
68	64	60	60	56	57		
69	65	61	61	57	58		
70	66	62	62	58	59		
71	67	63	63	59	60		
72	68	64	64	60	61		
73	69	65	65	61	62		
74	70	66	66	62	63		
75	71	67	67	63	64		
76	72	68	68	64	65		
77	73	69	69	65	66		
78	74	70	70	66	67		
79	75	71	71	67	68		
80	76	72	72	68	69		
81	77	73	73	69	70		
82	78	74	74	70	71		
83	79	75	75	71	72		
84	80	76	76	72	73		
85	81	77	77	73	74		
86	82	78	78	74	75		
87	83	79	79	75	76		
88	84	80	80	76	77		
89	85	81	81	77	78		
90	86	82	82	78	79		
91	87	83	83	79	80		
92	88	84	84	80	81		
93	89	85	85	81	82		
94	90	86	86	82	83		
95	91	87	87	83	84		
96	92	88	88	84	85		
97	93	89	89	85	86		
98	94	90	90	86	87		
99	95	91	91	87	88		
100	96	92	92	88	89		
101	97	93	93	89	90		
102	98	94	94	90	91		
103	99	95	95	91	92		
104	100	96	96	92	93		
105	101	97	97	93	94		
106	102			94	95		
107	103			95	96		
108	104			96	97		
109	105			97			
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

126	122				
127	123				
128	124				
129	125				
130	126				
131	127				
132	128				
133	129				
134	130				
135	131				
136	132				
137	133				

ウ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	

62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	
108	96	
109	97	
110	98	
111	99	
112	100	
113	101	
114	102	
115	103	
116	104	
117	105	

工 教育職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	

62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

オ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7

62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

力 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	1	
10	6	6	2	1	1	1	
11	7	7	3	1	1	1	
12	8	8	4	1	1	1	
13	9	9	5	1	1	1	
14	10	10	6	2	1	1	
15	11	11	7	3	1	1	
16	12	12	8	4	1	1	
17	13	13	9	5	1	1	
18	14	14	10	6	2	1	
19	15	15	11	7	3	1	
20	16	16	12	8	4	1	
21	17	17	13	9	5	1	
22	18	18	14	10	6	2	
23	19	19	15	11	7	3	
24	20	20	16	12	8	4	
25	21	21	17	13	9	5	
26	22	22	18	14	10	6	
27	23	23	19	15	11	7	
28	24	24	20	16	12	8	
29	25	25	21	17	13	9	
30	26	26	22	18	14	10	
31	27	27	23	19	15	11	
32	28	28	24	20	16	12	
33	29	29	25	21	17	13	
34	30	30	26	22	18	14	
35	31	31	27	23	19	15	
36	32	32	28	24	20	16	
37	33	33	29	25	21	17	
38	34	34	30	26	22	18	
39	35	35	31	27	23	19	
40	36	36	32	28	24	20	
41	37	37	33	29	25	21	
42	38	38	34	30	26	22	
43	39	39	35	31	27	23	
44	40	40	36	32	28	24	
45	41	41	37	33	29	25	
46	42	42	38	34	30	26	
47	43	43	39	35	31	27	
48	44	44	40	36	32	28	
49	45	45	41	37	33	29	
50	46	46	42	38	34	30	
51	47	47	43	39	35	31	
52	48	48	44	40	36	32	
53	49	49	45	41	37	33	
54	50	50	46	42	38	34	
55	51	51	47	43	39	35	
56	52	52	48	44	40	36	
57	53	53	49	45	41	37	
58	54	54	50	46	42	38	
59	55	55	51	47	43	39	
60	56	56	52	48	44	40	
61	57	57	53	49	45	41	
62	58	58	54	50	46	42	
63	59	59	55	51	47	43	
64	60	60	56	52	48	44	
65	61	61	57	53	49	45	
66	62	62	58	54	50	46	
67	63	63	59	55	51	47	
68	64	64	60	56	52	48	
69	65	65	61	57	53	49	
70	66	66	62	58	54	50	
71	67	67	63	59	55	51	
72	68	68	64	60	56	52	
73	69	69	65	61	57	53	
74	70	70	66	62	58	54	
75	71	71	67	63	59	55	
76	72	72	68	64	60	56	
77	73	73	69	65	61	57	
78	74	74	70	66	62	58	
79	75	75	71	67	63	59	
80	76	76	72	68	64	60	
81	77	77	73	69	65	61	
82	78	78					
83	79	79					
84	80	80					
85	81	81					
86	82	82					
87	83	83					
88	84	84					
89	85	85					

62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

キ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53

62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

ク 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10

62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

# 説 明 資 料

# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和6年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-1
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-3
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-3
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-4
第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額	資-4
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-11
その2 扶養親族数別職員数	資-11
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-11
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-12
第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-12
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-13
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-13
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-14

## 2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	資-14
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-15
その2 産業別調査従業員数	資-15
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-15
第15表 民間における初任給の改定状況	資-15
第16表 民間における給与改定の状況	資-16
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-16
第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-16
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-18
第19表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-18
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-18
その3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	資-18
第20表 民間における通勤手当の支給状況	
その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	資-19
その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況	資-19
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-19
第22表 民間における定年制の状況	資-19
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-19
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-19

## 3 生計費関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法の概要	資-20
第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-20

## 4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標	資-21
-------------	------

## 参 考（国家公務員の給与等）

令和6年 人事院勧告・報告の概要	資-22
------------------	------

# 1 職員給与関係資料

## 令和6年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和6年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象

令和6年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与等に関する条例」附則第14項により給料月額が決定される職員等を除く。

### (3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

### (4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和6年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

## 1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,325人	40.0歳	17.8年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

## 2 学歴別、性別人員構成比

学歴別	人員構成比		性別人員構成比		計
	短大卒	大学卒	男性	女性	
中学卒	6.5%	76.6%	57.9%	42.1%	100.0%
0.1%	16.8%				

## 3 年齢階層別人員構成比

年齢階層	人員構成比	年齢階層	人員構成比	年齢階層	人員構成比	計												
20歳未満	0.2%	20歳～24歳	8.9%	25歳～29歳	16.2%	30歳～34歳	16.2%	35歳～39歳	11.9%	40歳～44歳	7.2%	45歳～49歳	8.5%	50歳～54歳	13.9%	55歳以上	17.0%	100.0%

## 4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
314,548円	6,591円	26,191円	8,863円	9,871円	348円	366,412円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。  
2 「その他」には、「単身赴任手当（基礎額）」、「特勤勤務手当等」及び「へき地手当等」である。

## 5 級別、号別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4							2			
5			1							
6		1								
7		1								
8		95	1					1		
9		6	1							
10		19	1							
11		25	2							
12	7	48	9							
13		11	3							
14		17	5							
15	1	49	62							
16	7	49	22							
17	5	9	6							
18	5	15	25						1	3
19		68	56	1						4
20	22	31	19	1					1	2

職務の級 号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
21	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
22	3	13	10	3	3	5	5	1	1	
23	67	26	34	24	6	6	6	4	4	
24	19	26	39	5	1	1	3	1	1	
25	4	9	11	2	2	1	9	3	3	
26	10	19	49	27	3	3	4	4	1	
27	4	70	47	6	4	10	4	4	4	
28	27	18	24	4	4	10	6	2	2	
29	8	10	18	27	3	3	8	5	5	
30	10	23	60	27	24	38	5	2	2	
31	9	13	30	5	10	7	6	2	2	
32	127	7	15	5	7	7	2	2	2	
33	5	8	17	8	8	7	2	2	2	
34	12	10	63	20	2	1	9	4	4	
35	16	3	31	11	6	6	4	4	4	
36	149	7	15	11	11	5	2	2	2	
37	14	5	14	7	7	9	2	2	2	
38	13	3	37	21	1	1	7	2	2	
39	12	19	14	2	2	1	2	2	2	
40	7	4	10	6	3	7	2	2	2	
41	1	2	5	7	1	3	4	3	3	
42	6	4	31	16	5	4	3	1	1	
43	2	1	13	5	1	3	6	1	1	
44	2	2	6	5	1	1	1	1	1	
45	1	2	4	7	3	1	2	2	2	
46	1	4	6	11	1	1	1	1	1	
47	2	2	6	14	4	3	2	2	2	
48	4	3	5	4	4	2	2	2	2	
49	3	4	4	11	1	1	2	2	2	
50	1	2	15	12	2	11	2	2	2	
51	1	1	3	3	3	41	1	1	1	
52	2	1	3	6	1	11	1	1	1	
53	1	1	2	10	2	23	2	2	2	
54	7	8	17	3	19	1	1	1	1	
55	1	2	2	6	2	12	1	1	1	
56	1	1	1	9	14	14	1	1	1	
57	5	16	2	13	2	13	2	2	2	
58	1	2	10	3	10	6	1	1	1	
59	7	5	7	5	6	1	1	1	1	
60	1	1	1	12	3	12	2	2	2	
61	4	12	5	2	2	8	2	2	2	
62	1	1	2	8	2	8	2	2	2	
63	1	1	1	5	3	10	2	2	2	
64	1	1	2	9	4	2	2	2	2	
65	2	9	2	9	2	3	3	3	3	
66	1	1	1	6	3	4	4	4	4	
67	1	2	2	11	1	2	2	2	2	
68	2	1	1	10	9	2	2	2	2	
69	2	1	1	16	10	5	5	5	5	
70	2	2	2	15	11	3	3	3	3	
71	1	1	4	6	8	3	3	3	3	
72	1	1	2	17	8	1	1	1	1	
73	1	1	1	14	13	1	1	1	1	
74	2	1	1	13	5	5	5	5	5	
75	1	1	1	9	6	6	6	6	6	
76	1	1	1	9	11	11	11	11	11	
計	551	815	1,060	914	467	246	151	96	22	—

計 4,325

職務の級 号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78	1	1	3	8	10	1	1	1	1	1
79	1	1	2	14	10	1	1	1	1	1
80	1	1	1	16	18	1	1	1	1	1
81	1	1	3	7	34	2	2	2	2	2
82	1	1	2	4	9	1	1	1	1	1
83	1	1	3	15	16	2	2	2	2	2
84	1	1	2	11	18	2	2	2	2	2
85	1	1	2	8	25	7	7	7	7	7
86	1	1	3	12	14	4	4	4	4	4
87	1	1	2	7	10	1	1	1	1	1
88	1	1	4	8	14	1	1	1	1	1
89	1	1	2	9	6	1	1	1	1	1
90	1	1	2	7	17	1	1	1	1	1
91	1	1	3	12	16	1	1	1	1	1
92	1	1	3	7	84	1	1	1	1	1
93	3	3	1	10	8	1	1	1	1	1
94	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
95	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
96	1	1	2	7	7	1	1	1	1	1
97	1	1	4	4	7	1	1	1	1	1
98	1	1	3	10	6	1	1	1	1	1
99	1	1	2	5	5	1	1	1	1	1
100	1	1	2	9	9	1	1	1	1	1
101	2	2	2	136	2	2	2	2	2	2
102	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
103	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
104	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
105	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
106	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
107	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
108	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
109	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
110	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
111	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
112	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
113	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
114	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
115	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
116	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
117	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
118	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
119	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
120	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
121	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
122	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
123	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
124	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
125	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
計	551	815	1,060	914	467	246	151	96	22	—

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経年数

給料表区分	職員数		平均年齢 歳	平均経年数 年
	人	%		
全職	21,202	100.0	39.3	17.1
行政職給料表	4,703	22.2	39.6	17.3
公安職給料表	6,449	30.4	38.2	17.1
教育職給料表(2)	3,371	15.9	40.2	17.1
教育職給料表(3)	5,966	28.1	39.1	16.2
医療職給料表(1)	43	0.2	45.9	20.2
医療職給料表(2)	165	0.8	41.6	17.9
医療職給料表(3)	124	0.6	46.8	22.2
研究職給料表	190	0.9	41.1	17.9
特定任期付職員給料表	3	-	39.7	-
小計	21,014	99.1	39.2	16.9
企業職給料表	100	0.5	44.0	21.5
現業職(協約)給料表	88	0.4	57.0	37.3

(注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)  
 2 全職員欄及び小計欄の平均経年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒 %	高校卒 %	短大卒 %	大学卒 %	男性 %	女性 %
全職	100.0	0.2	15.6	6.3	77.9	62.1	37.9
行政職給料表	100.0	0.1	16.2	7.1	76.6	56.1	43.9
公安職給料表	100.0	-	38.4	5.3	56.3	87.4	12.6
教育職給料表(2)	100.0	-	0.4	3.0	96.6	53.5	46.5
教育職給料表(3)	100.0	-	-	6.9	93.1	43.8	56.2
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	69.8	30.2
医療職給料表(2)	100.0	-	-	9.1	90.9	50.3	49.7
医療職給料表(3)	100.0	-	3.2	91.9	4.9	58.1	41.9
研究職給料表	100.0	-	1.6	0.5	97.9	71.6	28.4
特定任期付職員給料表	100.0	-	66.7	-	33.3	100.0	-
小計	100.0	0.0	15.5	6.3	78.2	61.9	38.1
企業職給料表	100.0	-	11.0	5.0	84.0	88.0	12.0
現業職(協約)給料表	100.0	42.0	48.9	8.0	1.1	70.5	29.5

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全職員	341,751	9,111	24,107	7,264	4,675	3,113	390,021
行政職給料表	310,082	6,231	25,358	8,632	9,175	327	359,805
公安職給料表	336,328	13,352	30,314	5,756	1,728	610	388,088
教育職給料表(2)	366,082	7,488	22,835	8,868	2,773	5,072	413,118
教育職給料表(3)	358,010	7,805	16,856	6,978	4,973	5,449	400,071
医療職給料表(1)	460,657	7,919	83,786	4,884	51,372	225,107	833,725
医療職給料表(2)	329,960	6,948	20,704	8,233	3,456	5,038	374,339
医療職給料表(3)	344,833	12,198	18,755	3,892	1,837	242	381,757
研究職給料表	334,905	6,647	24,850	7,986	8,521	1,851	384,760
特定任期付職員給料表	611,000	-	57,434	-	-	-	668,434
小計	341,664	9,112	24,104	7,272	4,661	3,139	389,952
企業職給料表	337,304	10,625	25,865	8,881	11,697	300	394,672
現業職(協約)給料表	367,633	7,176	22,782	3,599	-	-	401,190

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「給料の調整額」を含む。  
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特勤手当等」、「「へき地手当等」」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

1 全職員

年齢	学歴区分		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18歳			45	195,480							45	195,480
19歳			40	201,223							40	201,223
20歳			72	207,571	16	215,069					88	208,934
21歳			88	211,255	6	202,717					94	210,710
22歳			80	218,399	17	222,218	380	222,973			477	222,179
23歳			80	225,821	30	224,203	415	225,362			525	225,366
24歳			71	232,599	20	230,155	513	231,015	604	231,173	604	231,173
25歳			81	241,886	23	241,700	472	237,983	576	238,681	576	238,681
26歳			95	251,101	16	243,906	447	248,005	558	248,414	574	248,414
27歳			75	254,009	26	255,642	483	254,133	584	254,184	584	254,184
28歳			90	262,406	22	255,092	476	263,651	588	263,138	588	263,138
29歳			64	264,147	16	265,356	537	271,306	617	270,409	617	270,409
30歳			67	273,603	16	260,019	538	278,835	621	277,785	621	277,785
31歳			58	277,516	17	273,429	560	284,773	635	283,807	635	283,807
32歳			67	288,687	14	281,800	591	294,890	672	293,999	672	293,999
33歳			55	302,416	16	286,056	605	302,326	676	301,948	676	301,948
34歳			44	296,677	25	297,920	659	312,332	728	310,891	728	310,891
35歳			78	310,655	16	295,919	697	319,273	791	317,951	791	317,951
36歳			62	312,782	37	309,619	642	327,228	741	325,140	741	325,140
37歳			59	326,305	30	322,393	591	336,698	680	335,165	680	335,165
38歳			72	341,806	28	317,793	453	345,625	553	343,718	553	343,718
39歳			68	347,944	34	331,701	522	351,062	624	349,667	624	349,667
40歳			68	358,953	32	343,841	522	360,536	622	359,504	622	359,504
41歳			63	355,843	32	336,616	463	366,836	558	363,862	558	363,862
42歳			52	370,294	28	349,825	415	371,263	495	369,949	495	369,949
43歳			64	375,283	28	362,107	383	379,705	475	378,072	475	378,072
44歳			51	379,100	28	375,061	390	385,064	469	383,818	469	383,818
45歳			67	381,621	46	377,699	385	388,583	498	386,541	498	386,541
46歳			61	392,239	38	374,234	336	392,354	435	390,755	435	390,755
47歳			66	405,030	40	379,291	304	395,435	410	395,404	410	395,404
48歳		*	77	401,935	54	389,158	292	401,770	425	400,037	425	400,037
49歳			101	404,612	50	383,542	303	405,469	454	402,864	454	402,864
50歳			100	403,152	49	386,470	312	410,865	479	407,939	479	407,939
51歳		*	117	409,852	49	385,369	312	414,144	432	408,085	432	408,085
52歳		*	124	408,204	60	391,755	247	412,144	406	416,866	406	416,866
53歳		*	80	374,900	37	384,058	298	409,989	428	405,810	428	405,810
54歳			107	408,106	284	400,576	284	413,853	452	410,369	452	410,369
55歳			3	375,667	111	411,165	41	397,682	271	414,262	426	411,588
56歳			6	376,133	109	416,908	54	404,288	305	418,454	474	415,950
57歳		*	93	419,539	43	405,776	268	418,161	406	416,866	406	416,866
58歳		*	3	379,900	133	419,389	43	409,432	340	421,433	519	419,675
59歳			5	377,720	136	416,268	61	400,763	431	424,620	633	420,156
60歳以上			12	369,958	22	355,136	26	286,323	71	329,369	131	328,871
計			42	3,313	1,331	33,888	347,863	333,417	21,202	335,278	335,278	335,278
平均年齢			56.8歳		44.4歳				38.6歳			39.3歳
学歴構成比			0.2%		15.6%		6.3%		77.9%			100.0%





6 医療職給料表（1）（医師、歯科医師）

学歴 区分 年齢	中学卒		短大卒		高校卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳							*	*	*	*
25歳							*	*	*	*
26歳							*	*	*	*
27歳							*	*	*	*
28歳							*	*	*	*
29歳							*	*	*	*
30歳							*	*	*	*
31歳							*	*	*	*
32歳							*	*	*	*
33歳							*	*	*	*
34歳							*	*	*	*
35歳							3	408,667	3	408,667
36歳							*	*	*	*
37歳							*	*	*	*
38歳							*	*	*	*
39歳							*	*	*	*
40歳							*	*	*	*
41歳							*	*	*	*
42歳							*	*	*	*
43歳							*	*	*	*
44歳							*	*	*	*
45歳							*	*	*	*
46歳							*	*	*	*
47歳							*	*	*	*
48歳							4	499,460	4	499,460
49歳							3	518,633	3	518,633
50歳							*	*	*	*
51歳							*	*	*	*
52歳							*	*	*	*
53歳							*	*	*	*
54歳							*	*	*	*
55歳							*	*	*	*
56歳							*	*	*	*
57歳							*	*	*	*
58歳							*	*	*	*
59歳							9	549,025	9	549,025
60歳以上							*	*	*	*
計							43		43	
平均給料月額							460,657	円	460,657	円
平均年齢							45.9	歳	45.9	歳
学歴構成比							100.0	%	100.0	%

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳							*	*	*	*
23歳							*	*	*	*
24歳							*	*	*	*
25歳							4	229,650	4	229,650
26歳							3	235,333	3	235,333
27歳							5	237,860	5	237,860
28歳							*	*	*	*
29歳							4	244,917	4	244,917
30歳							7	250,829	7	250,829
31歳							5	261,340	5	261,340
32歳							3	281,633	3	281,633
33歳							5	290,560	5	290,560
34歳							*	*	*	*
35歳							6	298,850	6	298,850
36歳							3	291,167	3	291,167
37歳							4	323,825	4	323,825
38歳							3	326,100	3	326,100
39歳							8	315,063	8	315,063
40歳							8	333,550	8	333,550
41歳							*	*	*	*
42歳							5	367,040	5	367,040
43歳							*	*	*	*
44歳							4	353,825	4	353,825
45歳							4	351,000	4	351,000
46歳							*	*	*	*
47歳							*	*	*	*
48歳							3	383,000	3	383,000
49歳							12	371,886	12	371,886
50歳							4	380,150	4	380,150
51歳							4	390,373	4	390,373
52歳							3	383,033	3	383,033
53歳							4	392,050	4	392,050
54歳							3	397,600	3	397,600
55歳							*	*	*	*
56歳							3	400,031	3	400,031
57歳							*	*	*	*
58歳							*	*	*	*
59歳							3	375,599	3	375,599
60歳以上							*	*	*	*
計							150		150	
平均給料月額							362,900	円	326,139	円
平均年齢							50.4	歳	40.8	歳
学歴構成比							9.1	%	90.9	%

8 医療職給料表（3）（看護師等）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳					*					*
30歳										
31歳							*		*	*
32歳							*		*	*
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳										
43歳										
44歳										
45歳										
46歳										
47歳										
48歳										
49歳										
50歳										
51歳										
52歳										
53歳										
54歳										
55歳										
56歳										
57歳										
58歳										
59歳										
60歳以上										
計										
平均給料月額										
平均年齢										
学歴構成比										

9 研究職給料表（研究職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳										
43歳										
44歳										
45歳										
46歳										
47歳										
48歳										
49歳										
50歳										
51歳										
52歳										
53歳										
54歳										
55歳										
56歳										
57歳										
58歳										
59歳										
60歳以上										
計										
平均給料月額										
平均年齢										
学歴構成比										

10 特定任期付職員給料表

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳				*			*		*	*
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳										
43歳										
44歳										
45歳										
46歳										
47歳										
48歳										
49歳										
50歳										
51歳										
52歳										
53歳										
54歳										
55歳										
56歳										
57歳				*			*		*	*
58歳										
59歳										
60歳以上										
計				*			*		*	*
平均給料月額				* 円			* 円		* 円	611,000 円
平均年齢				45.0歳			29.0歳		39.7歳	39.7歳
学歴構成比				66.7%			33.3%		100.0%	100.0%

11 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳			45	195,480					45	195,480
19歳			40	201,223					40	201,223
20歳			72	207,571	16	215,069			88	208,934
21歳			87	211,278	6	202,717			93	210,726
22歳			80	218,399	17	222,218			97	222,288
23歳			80	225,821	30	221,203	414	225,401	524	225,397
24歳			71	232,599	20	230,155	512	231,050	603	231,202
25歳			81	241,886	23	241,700	470	238,050	574	238,737
26歳			94	251,359	16	243,906	416	248,055	556	248,494
27歳			75	254,009	26	255,642	480	254,271	581	254,299
28歳			90	262,406	22	255,032	476	263,651	588	263,138
29歳			64	264,147	16	265,356	537	271,306	617	270,409
30歳			67	273,603	16	260,019	534	278,940	617	277,870
31歳			58	277,516	17	273,429	559	284,803	634	283,831
32歳			67	288,687	14	281,800	590	294,917	671	294,021
33歳			55	302,416	16	286,056	601	302,515	672	302,115
34歳			44	296,677	25	297,920	658	312,407	727	310,956
35歳			78	310,655	16	295,919	692	319,494	786	318,137
36歳			62	312,782	37	309,619	637	327,522	736	325,381
37歳			59	326,305	30	322,393	590	336,754	679	335,211
38歳			72	341,806	28	317,793	449	345,963	549	343,981
39歳			68	347,944	34	331,701	520	351,206	622	349,783
40歳			68	358,953	32	343,841	521	360,405	621	359,392
41歳			63	355,843	32	336,616	462	366,860	557	363,876
42歳			52	370,294	28	349,825	414	371,317	494	369,991
43歳			64	375,283	28	362,107	383	379,705	475	378,072
44歳			51	379,100	28	375,061	389	385,108	468	383,852
45歳			67	381,621	45	378,597	385	388,583	497	386,740
46歳			60	392,678	37	374,997	335	392,441	432	390,980
47歳			66	405,030	40	379,291	301	396,128	407	395,917
48歳			76	402,575	54	389,158	290	401,891	421	400,319
49歳			101	404,612	50	383,542	302	405,557	453	402,916
50歳			99	403,905	47	387,325	311	408,307	457	405,196
51歳			116	410,260	49	385,369	311	410,918	477	408,062
52歳			124	408,204	59	391,777	243	412,696	426	408,492
53歳			77	405,437	44	385,710	291	410,595	412	406,973
54歳			98	412,120	57	400,576	280	414,125	435	411,898
55歳			107	412,764	41	397,682	268	414,445	416	412,361
56歳			108	416,763	53	404,432	301	418,627	464	416,449
57歳			91	420,824	43	405,776	268	418,161	402	417,439
58歳			127	420,915	43	409,432	336	421,552	507	420,306
59歳			128	419,007	60	400,814	427	424,900	615	421,324
60歳以上			7	317,257	24	278,308	71	329,369	102	316,523
計			5	3,259	1,319	16,431	21,014		21,014	
平均給料月額			384,960 円	338,434 円	347,657 円	333,458 円	335,133 円		335,133 円	
平均年齢			53.8歳	40.5歳	44.3歳	38.5歳	39.2歳		39.2歳	
学歴構成比			0.0%	15.5%	6.3%	78.2%	100.0%		100.0%	

12 企業職給料表（企業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳	人		人		人		人		人	
19歳										
20歳										
21歳			*				3	204,900	*	*
22歳							*		*	3
23歳							*		*	*
24歳							*		*	*
25歳							*		*	*
26歳			*				*		*	*
27歳							3	232,033		3
28歳										
29歳										
30歳							4	264,725		4
31歳							*		*	*
32歳							*		*	*
33歳							4	274,000		4
34歳							*		*	*
35歳							5	288,760		5
36歳							5	289,700		5
37歳							*		*	*
38歳							4	307,675		4
39歳							*		*	*
40歳							*		*	*
41歳							*		*	*
42歳							*		*	*
43歳							*		*	*
44歳							*		*	*
45歳							*		*	*
46歳			*				*		*	*
47歳							3	325,867		3
48歳							*		*	*
49歳							*		*	*
50歳							*		*	*
51歳							3	391,044		4
52歳							*		*	*
53歳			*				4	378,550		5
54歳			*				7	384,794		10
55歳			*				4	394,787		6
56歳			*				3	397,920		4
57歳			*				4	405,437		6
58歳										
59歳			*				4	411,435		6
60歳以上							*		*	*
計			11		5		84		100	
平均給料月額			355,267 円		394,410 円		331,029 円		337,304 円	
平均年齢			48.5 歳		54.0 歳		42.8 歳		44.0 歳	
学歴構成比			11.0 %		5.0 %		84.0 %		100.0 %	

13 現業職（協約）給料表（現業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
18歳	人		人		人		人		人	
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳										
43歳										
44歳										
45歳										
46歳										
47歳			*				*		*	*
48歳			*				*		*	*
49歳										
50歳							*		*	*
51歳			*				*		*	*
52歳			*				*		*	*
53歳			3	374,900	*		*		*	6
54歳			4	363,100	7	363,243				11
55歳			3	375,667	3	356,033				6
56歳			4	369,125						4
57歳			*		*		*		*	4
58歳			*		*		4	376,850		6
59歳			5	377,720	8	372,438				13
60歳以上			12	369,958	15	372,813	*		*	29
計			37		43		7		*	88
平均給料月額			370,322 円		368,028 円		353,400 円		* 円	367,633 円
平均年齢			57.2 歳		57.6 歳		52.7 歳		50.0 歳	57.0 歳
学歴構成比			42.0 %		48.9 %		8.0 %		1.1 %	100.0 %

（注）「\*」は人員が1～2人の場合である。

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)					平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	
全職員	25 (0.1%)	8,809 (41.5%)	5,857 (27.6%)	1,387 (6.5%)	5,124 (24.3%)	21,202 (100.0%)
行政職給料表	24 (0.5%)	2,765 (58.8%)	711 (15.1%)	153 (3.3%)	1,050 (22.3%)	4,703 (100.0%)
公安職給料表	-	4,708 (73.0%)	908 (14.1%)	139 (2.2%)	694 (10.7%)	6,449 (100.0%)
教育職給料表(2)	-	1,073 (31.8%)	1,005 (29.8%)	273 (8.1%)	1,020 (30.3%)	3,371 (100.0%)
教育職給料表(3)	-	46 (0.8%)	2,945 (49.4%)	798 (13.4%)	2,177 (36.4%)	5,966 (100.0%)
医療職給料表(1)	-	21 (48.8%)	17 (39.5%)	1 (2.3%)	4 (9.4%)	43 (100.0%)
医療職給料表(2)	1 (0.6%)	41 (24.8%)	45 (27.3%)	5 (3.0%)	73 (44.3%)	165 (100.0%)
医療職給料表(3)	-	-	115 (92.7%)	-	9 (7.3%)	124 (100.0%)
研究職給料表	-	88 (46.3%)	36 (18.9%)	8 (4.2%)	58 (30.6%)	190 (100.0%)
特定任期付職員給料表	-	3 (100.0%)	-	-	-	3 (100.0%)
小計	25 (0.1%)	8,745 (41.6%)	5,782 (27.5%)	1,377 (6.6%)	5,085 (24.2%)	21,014 (100.0%)
企業職給料表	-	31 (31.0%)	56 (56.0%)	5 (5.0%)	8 (8.0%)	100 (100.0%)
現業職(協約)給料表	-	33 (37.5%)	19 (21.6%)	5 (5.7%)	31 (35.2%)	88 (100.0%)
小計	-	-	-	-	-	-
合計	25 (0.1%)	8,745 (41.6%)	5,782 (27.5%)	1,377 (6.6%)	5,085 (24.2%)	21,014 (100.0%)

(注)1 地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	扶養親族数				平均扶養親族数	平均手当 月額
		受給職員数	配偶者	子	その他の扶養親族		
全職員	21,202	9,682	4,130	14,746	308	19,184	19,952
行政職給料表	4,703	1,568	672	2,090	101	2,863	18,690
公安職給料表	6,449	3,781	2,184	6,463	40	8,687	22,774
教育職給料表(2)	3,371	1,421	470	1,964	54	2,488	17,764
教育職給料表(3)	5,966	2,602	657	3,809	89	4,555	17,896
医療職給料表(1)	43	19	10	25	1	36	17,919
医療職給料表(2)	165	54	21	89	-	110	21,231
医療職給料表(3)	124	67	19	118	6	143	22,575
研究職給料表	190	72	31	91	5	127	17,542
特定任期付職員給料表	3	-	-	-	-	-	-
小計	21,014	9,584	4,064	14,649	296	19,009	19,979
企業職給料表	100	53	35	71	2	108	20,047
現業職(協約)給料表	88	45	31	26	10	67	14,033

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分	受給職員数		うち扶養親族である配偶者を有する者		うち扶養親族である子を有する者		うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者	
	人	人	人	人	人	人	人	人
計	9,682	4,130	8,611	268	2,850	131	2,850	131
1人	3,881	900	2,850	69	2,852	69	2,852	69
2人	2,890	970	2,221	48	2,221	48	2,221	48
3人	2,223	1,639	596	13	596	13	596	13
4人	596	540	76	5	84	5	84	5
5人	84	76	8	2	8	2	8	2
6人以上	8	5	8	2	8	2	8	2

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
		受給職員数	受給職員1人当たり	手当月額11,000円以下受給者	手当月額11,100円以上受給者	手当月額30,000円以上の受給者	小計	
全職員	21,202	5,456	7,264	20	2,027	3,405	5,452	4 (0)
行政職給料表	4,703	1,444	8,632	2	564	877	1,443	1 (0)
公安職給料表	6,449	1,325	5,756	17	461	845	1,323	2 (0)
教育職給料表(2)	3,371	1,048	8,868	-	375	673	1,048	- (-)
教育職給料表(3)	5,966	1,467	6,978	-	552	915	1,467	- (-)
医療職給料表(1)	43	7	4,884	-	-	7	7	- (-)
医療職給料表(2)	165	49	8,233	-	24	25	49	- (-)
医療職給料表(3)	124	17	3,892	-	7	10	17	- (-)
研究職給料表	190	57	7,986	1	25	30	56	1 (0)
特定任期付職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,014	5,414	7,272	20	2,008	3,382	5,410	4 (0)
企業職給料表	100	31	8,881	-	12	19	31	- (-)
現業職(協約)給料表	88	11	3,599	-	7	4	11	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の( )内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務(へき地)手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務(へき地)手当等		初任給調整手当	
		受給職員数	平均手当月額 職員1人当たり	受給職員数	平均手当月額 職員1人当たり
全職員	21,202	111	86	77	499
行政職給料表	4,703	7	20	-	-
公安職給料表	6,449	10	23	-	-
教育職給料表(2)	3,371	-	-	-	-
教育職給料表(3)	5,966	89	251	-	-
医療職給料表(1)	43	-	-	38	223,014
医療職給料表(2)	165	-	-	32	5,038
医療職給料表(3)	124	-	-	-	-
研究職給料表	190	5	357	7	862
特定任期付職員給料表	3	-	-	-	-
小計	21,014	111	86	77	504
企業職給料表	100	-	-	-	-
現業職(協約)給料表	88	-	-	-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数				平均手当月額
		交通機関利用者	交通用具使用者		併用者	
			A	B		
全職員	21,202	6,002	10,881	646	524	円 11,201
行政職給料表	4,703	2,405	1,106	227	161	円 12,004
公安職給料表	6,449	2,534	2,412	297	178	円 9,345
教育職給料表(2)	3,371	551	2,255	52	59	円 11,015
教育職給料表(3)	5,966	264	4,787	51	91	円 8,607
医療職給料表(1)	43	18	8	3	1	円 11,736
医療職給料表(2)	165	62	60	6	10	円 14,655
医療職給料表(3)	124	13	99	-	-	円 7,523
研究職給料表	190	83	63	4	18	円 13,781
特定任期付職員給料表	3	2	-	1	-	円 14,250
小計	21,014	5,932	10,790	641	518	円 9,513
企業職給料表	100	60	24	2	6	円 15,085
現業職(協約)給料表	88	10	67	3	-	円 8,935
						円 9,828

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数									平均手当月額		
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種		計	
全職員	21,202	32	125	102	164	41	274	73	353	317	1,481	4,675	66,921
行政職給料表	4,703	30	86	42	107	-	249	-	8	33	555	9,175	77,750
公安職給料表	6,449	-	22	55	42	-	-	-	-	-	119	1,728	93,672
教育職給料表(2)	3,371	-	-	-	-	15	-	32	60	68	175	2,773	53,423
教育職給料表(3)	5,966	-	-	-	-	26	-	41	283	216	566	4,973	52,415
医療職給料表(1)	43	1	10	3	5	-	-	-	-	-	19	51,372	116,263
医療職給料表(2)	165	-	-	-	4	-	4	-	-	-	8	3,456	71,275
医療職給料表(3)	124	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	1,837	75,933
研究職給料表	190	1	4	1	3	-	11	-	-	-	20	8,521	80,950
特定任期付職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,014	32	122	101	163	41	265	73	351	317	1,465	4,661	66,853
企業職給料表	100	-	3	1	1	-	9	-	2	-	16	11,697	73,106
現業職(協約)給料表	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第12表 再任用職員の通用給料表別人員

給料表区分	暫定再任用職員			定年前再任用臨時 間勤務職員	人
	フルタイム 職員	勤務 員数	短時間 職員		
全職員	758	209	-	16	16
60歳	-	-	-	-	16
61歳	243	37	-	-	-
62歳	252	47	-	-	-
63歳	177	38	-	-	-
64歳	86	87	-	-	-
行政職給料表	224	126	-	12	12
公安職給料表	78	1	-	-	-
教育職給料表(2)	297	34	-	1	1
教育職給料表(3)	126	10	-	-	-
医療職給料表(2)	9	2	-	-	-
医療職給料表(3)	-	6	-	1	1
研究職給料表	6	16	-	2	2
小計	740	195	-	16	16
企業職給料表	6	4	-	-	-
現業職(協約)給料表	12	10	-	-	-

## 2 民間給与関係資料

### 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

- (1) **調査の目的と時期**  
この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。
- (2) **調査機関**  
京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等
- (3) **調査の範囲**  
ア 調査対象事業所(母集団事業所)  
企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,000事業所  
イ 調査対象職種  
76職種(行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種)
- (4) **調査対象の抽出**  
ア 標本事業所の抽出  
上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から224事業所を無作為に抽出(層化無作為抽出法)し、調査を行った。  
イ 調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。  
イ 従業員の抽出  
調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。  
これらの従業員数は第13表その2のとおりである。
- (5) **集計**  
総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業界、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			規模計
	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産業計	191	73	18	
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	9	3	3	
製造業	72	31	10	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	36	24	8	
卸売業、小売業	20	9	1	
金融業、保険業	9	8	1	
不動産業、物品賃貸業	45	25	20	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業				

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が32事業所であった。  
 2 調査対象事業所224事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた223事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は、85.7%である。

その2 産業界別調査従業員数

産業	項目	調査完了事業所				
		調査対象事業所の従業員数	調査対象職種該当従業員数	調査実人員	うち初任給関係職種	
産業計		167,449	36,690	16,628	10,399	840
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		3,018	661	455	425	8
製造業		70,232	18,255	8,929	4,795	512
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		18,920	5,590	1,575	1,107	59
卸売業、小売業		8,998	2,166	1,372	1,102	67
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		6,855	2,751	1,046	679	14
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		59,426	7,267	3,251	2,291	180

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴 (新規学卒者)	規模計			100人未満
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
事務員・技術者計	大学卒	244,339	248,243	220,177	265,399
	短大卒	209,651	209,225	192,471	260,065
	高校卒	193,579	192,089	190,381	204,166
事務員	大学卒	240,256	246,447	215,764	270,377
	短大卒	197,341	188,566	190,715	*
	高校卒	188,760	185,028	196,429	*
技術者	大学卒	247,748	249,436	230,277	245,115
	短大卒	218,909	221,844	195,533	*
	高校卒	196,018	203,779	189,238	205,000

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 2 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 3 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり		初任給の改定状況		採用なし
			%	採 用 数	増 減	%	
大学卒	規模計		39.6	(51.5)	(48.5)	-	60.4
	500人以上		41.2	(67.4)	(32.6)	-	58.8
	100人以上500人未満		40.7	(32.2)	(67.8)	-	59.3
	100人未満		29.9	(59.6)	(40.4)	-	70.1
高校卒	規模計		11.8	(67.5)	(32.5)	-	88.2
	500人以上		12.0	(70.6)	(29.4)	-	88.0
	100人以上500人未満		11.5	(69.4)	(30.6)	-	88.5
	100人未満		12.1	(50.0)	(50.0)	-	87.9

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。



(参考) 調査職種の該当要件

職種	要件
支店長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者
事務部次長	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	中間職(部長一課長間)
事務課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長
技術課長	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
技術課長代理	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
関係	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長級専門職
職	中間職(課長一係長間)
事務係長	係の長及び係長級専門職
技術係長	係長等のある事業所における主任
事務主任	係長等のない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	係長等のない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
事務係員	中間職(係長一係員間)
技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がある場合で、後職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がある場合で、後職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がある場合で、後職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
10級	部長等	部長等
9級	部長等	部長等
8級	課長	部長等
7級	課長代理	課長
6級	係長	課長代理
5級	係長	係長
4級	主任	主任
3級	係員	係員
2級	係員	係員
1級	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

項目	500人以上				100人以上500人未満				100人未満			
	調査人員	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	調査人員	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	調査人員	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
企業規模別	474	46.3	464,126	45.3	499,784	97	48.9	401,803	21	45.4	355,813	
有資格者代理												
部長級												
部長	20~23											
部長	24~27											
部長	28~31											
部長	32~35											
部長	36~39											
部長	40~43											
部長	44~47											
部長	48~51											
部長	52~55											
部長	56~59											
部長	60											
課長級												
課長	20~23											
課長	24~27											
課長	28~31											
課長	32~35											
課長	36~39											
課長	40~43											
課長	44~47											
課長	48~51											
課長	52~55											
課長	56~59											
課長	60											
係長級												
係長	20~23											
係長	24~27											
係長	28~31											
係長	32~35											
係長	36~39											
係長	40~43											
係長	44~47											
係長	48~51											
係長	52~55											
係長	56~59											
係長	60											
主任級												
主任	20~23											
主任	24~27											
主任	28~31											
主任	32~35											
主任	36~39											
主任	40~43											
主任	44~47											
主任	48~51											
主任	52~55											
主任	56~59											
主任	60											
係員級												
係員	20~23											
係員	24~27											
係員	28~31											
係員	32~35											
係員	36~39											
係員	40~43											
係員	44~47											
係員	48~51											
係員	52~55											
係員	56~59											
係員	60											

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2)において同一し。

2 「\*」は、調査人員が1人の場合である。(その2)において同じ。

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2)において同じ。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職種名	調査人員数	平均年齢	平均給与月額	備考
電話交換手 （家用乗用自動車運転 手）	2 5	40.0 48.6	292,140 279,541	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
守用 勤務員	- -	- -	- -	
大学学長・副学長・学 部 教授	21 94	55.8 56.1	814,682 717,759	
教育学 准教授	79	48.7	599,210	
大学 講師	40	41.9	482,604	
大学 助教	10	40.5	415,186	
高等学 校校長	3	60.6	797,417	
高等学 校教頭	8	53.7	676,156	
高等学 校教諭	70	44.0	515,502	
研 究 所 長	2	51.0	807,500	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研 究 部 長	52	49.6	648,436	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 長	39	44.0	528,999	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	73	40.5	440,615	下記研究員より上位の者
研 究 員	116	35.4	369,398	
研 究 補 助 員	-	-	-	
病 院 長	* 2	* 52.5	* 1,354,769	部下に医師又は歯科医師5人以上 上部病院長に事故等のあるときの職務代行者
副 院 長	2	52.5	1,354,769	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 科 長	24	46.7	916,726	
医 師	11	41.6	792,819	
医 科 医 師	2	35.2	663,527	
薬 局 長	6	49.1	419,864	部下に薬剤師2人以上
薬 劑 師	33	38.2	309,123	
診 療 放 射 線 技 師	32	38.0	315,179	
臨 床 検 査 技 師	37	41.1	310,736	
栄 養 士	24	32.8	237,624	
理 学 療 法 士	74	30.9	267,871	
作 業 療 法 士	32	32.8	269,368	
看 護 師 長	14	53.5	508,359	部下に看護師長5人以上
看 護 師	45	47.6	394,098	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 士	207	38.5	311,141	
准 看 護 師	27	47.0	271,635	

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する		家族手当制度がない
	子に家族手当を支給する	子に家族手当を支給しない	
74.6%	61.2% (82.0%)	74.2% (99.5%)	25.4%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	11,558円
配 偶 者 と 子 1 人	18,399円
配 偶 者 と 子 2 人	25,056円
子 1 人	12,223円
子 2 人	23,936円
子 3 人	35,705円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	17.0%
税制及び社会保険制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等については、見直すことを検討	11.4%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない(検討も行ってない)	71.6%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第20表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	全額支給		非課税限度額(月15万円)以上		非課税限度額(月15万円)未満		その他		在来線の通勤手当を支給しない
	%	(43.6)	%	(6.1)	%	(44.7)	%	(5.6)	
97.3									2.7

(注) ( )内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100%とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む通勤手当を支給する	全額支給		非課税限度額(月15万円)以上		非課税限度額(月15万円)未満		その他		特急料金を含む通勤手当を支給しない
	%	(63.4)	%	(4.4)	%	(13.4)	%	(18.8)	
73.4									26.6

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。  
2 ( )内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	49.8	50.2	49.9	50.1	54.2	45.8
500人以上	44.5	55.5	45.2	54.8	50.9	49.1
100人以上500人未満	58.8	41.2	57.2	42.8	58.6	41.4
100人未満	37.8	62.2	42.0	58.0	50.7	49.3

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年制なし	
	60歳	61歳以上
98.6%	70.7%	27.9%
		1.4%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	60歳未満で減額	
係	員	61.5%	40.6%	38.5%
課	長級	65.5%	41.4%	34.5%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
(第24表において同じ。)  
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課	長級	係	員
	77.8%		75.0%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和6年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費 I	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	……	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和6年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和6年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和5年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	33,710	42,860	55,700	68,540	81,390
住居関係費	75,860	85,010	78,370	71,730	65,080
被服・履物費	5,920	5,540	8,450	11,360	14,280
雑費 I	23,410	32,100	49,190	66,290	83,400
雑費 II	7,150	12,900	16,210	19,520	22,830
合計	146,050	178,410	207,920	237,440	266,980

4 労働経済関係資料

第206表 労働経済指標

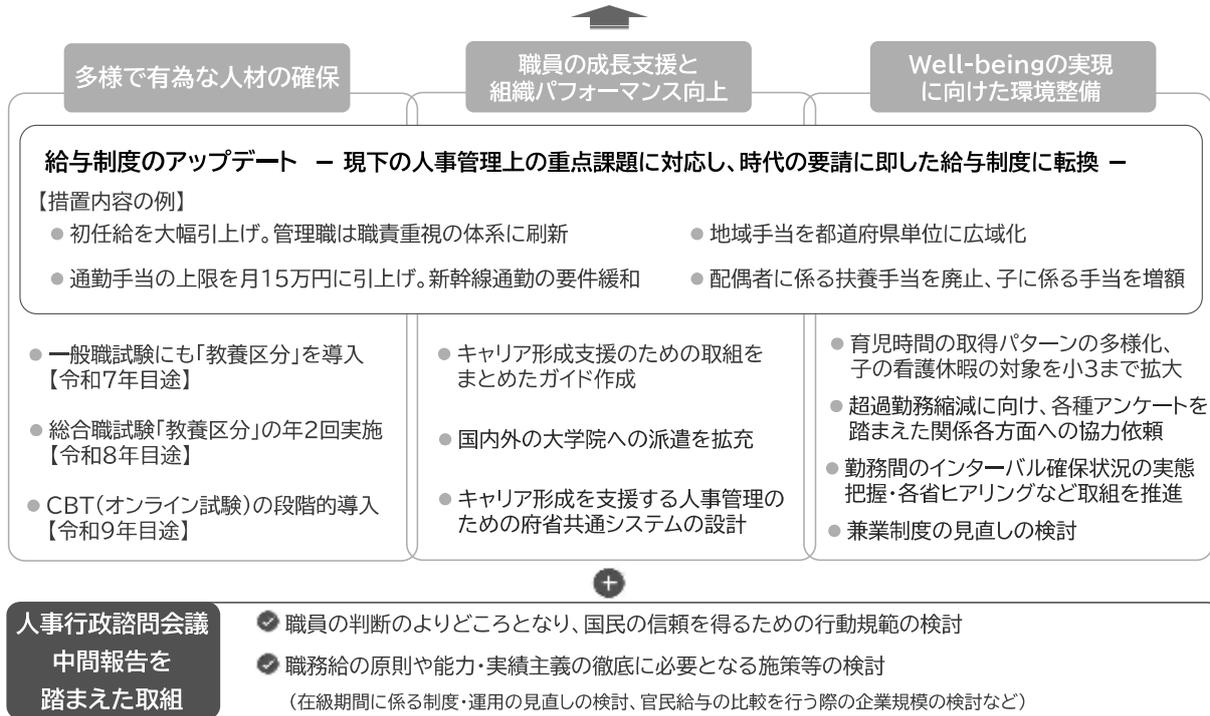
項目	令和5年												令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
民間給与(厚生労働省毎月調査)	現金給与総額	全国	金額	324,953円	327,254	580,898	446,498	318,026	317,453	319,761	330,677	712,675	320,657	313,408	339,957	330,504	334,010							
			対前年同月増減率	1.0%	4.2	3.4	1.6	1.5	1.1	2.2	0.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.7	2.1							
	京都府	金額	299,802円	295,313	525,463	374,933	293,212	281,571	284,167	303,763	631,655	301,849	283,471	310,766	305,378	292,922								
		対前年同月増減率	0.1%	2.1	0.8	△ 1.5	△ 2.9	0.8	0.5	△ 1.0	0.7	1.4	1.9	4.9	1.9	△ 0.8								
全産業	きまって支給する給与	全国	金額	310,867円	307,674	309,495	309,837	307,325	308,600	311,011	310,936	311,167	306,323	308,062	312,109	316,529	315,038							
			対前年同月増減率	1.0%	2.2	1.8	2.0	1.8	1.5	1.9	1.7	1.7	0.8	1.5	1.7	1.8	2.4							
	京都府	金額	281,866円	278,694	278,896	279,407	275,788	279,582	278,715	279,100	279,100	281,019	278,807	280,681	285,607	288,607	286,718							
		対前年同月増減率	0.2%	1.0	0.8	1.4	△ 0.3	0.9	0.4	0.1	0.3	1.2	2.2	2.7	2.4	2.9								
製造業	きまって支給する給与	全国	金額	335,500円	331,424	336,312	337,040	333,334	336,455	338,779	340,480	338,253	328,567	332,351	335,193	341,597	340,462							
			対前年同月増減率	0.9%	2.4	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.6	2.1	1.0	1.2	1.1	1.8	2.7							
	京都府	金額	345,824円	341,473	345,111	347,090	341,387	341,127	341,127	344,473	340,973	343,975	332,534	332,351	340,164	342,818	346,401							
		対前年同月増減率	△ 0.1%	1.4	1.1	0.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.9	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.2	△ 2.0	△ 0.9	1.4							
生活消費支出(総務省家計調査)	全国	金額	303,076	286,443	275,545	281,736	293,161	282,969	282,969	301,974	286,922	329,518	289,467	279,868	318,713	313,300	290,328							
		対前年同月増減率	△ 0.5%	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	1.1	0.7	1.1	0.7	1.3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1.9	3.4	1.4						
	近畿地方	エンゲル係数	26.0	28.7	28.2	29.2	28.7	28.6	28.6	27.6	28.4	30.2	27.2	28.1	26.9	25.7	28.7							
	京都市	金額	304,179	291,038	266,696	279,805	281,186	275,908	275,908	307,255	292,036	324,255	286,905	279,597	304,837	302,614	285,748							
		エンゲル係数	26.7	29.1	29.5	29.5	30.3	29.1	29.1	26.8	27.7	31.4	27.9	28.6	28.6	27.1	29.5							
物価	消費物価指数(総合)(総務省)	全国	金額	330,593	300,876	298,024	317,964	270,672	319,124	313,804	292,843	361,609	297,375	320,051	291,396	357,201	309,675							
			エンゲル係数	26.5%	29.4	27.1	27.9	33.1	26.1	26.1	27.1	29.6	28.3	27.6	25.3	30.8	24.0	28.1						
		対前年同月上昇率	3.5%	3.2	3.3	3.3	3.2	3.0	3.0	3.3	2.8	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8								
		京都市	金額	6,068	6,073	6,092	6,076	6,087	6,101	6,074	6,092	6,103	6,098	6,115	6,100	6,096	6,104							
その他	雇用者数(労働力調査)	全国	対前年同月増減率	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24							
		京都市	対前年同月増減率	1.23	1.24	1.22	1.21	1.22	1.22	1.22	1.20	1.18	1.17	1.18	1.19	1.23	1.22	1.19						
	総実労働時間数(毎勤・全産業)	148.3	140.9	149.7	146.3	139.3	143.4	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5	143.6								
	うち所定外労働時間数	12.6	11.7	11.9	12.0	11.2	12.0	11.2	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2	11.5								
	鉱工業生産指数(経済産業省)	対前年同月増減率	△ 0.8%	4.1	△ 0.1	△ 2.6	△ 4.7	△ 4.5	0.9	△ 1.6	△ 1.1	△ 1.5	△ 3.9	△ 6.2	△ 1.8	1.1								

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整値である。  
 2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

令和6年 人事院勧告・報告の概要

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

**月例給** [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施  
 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定  
 ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%  
 ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

**ボーナス** [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

**寒冷地手当** [手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施]

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## ■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

## ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大